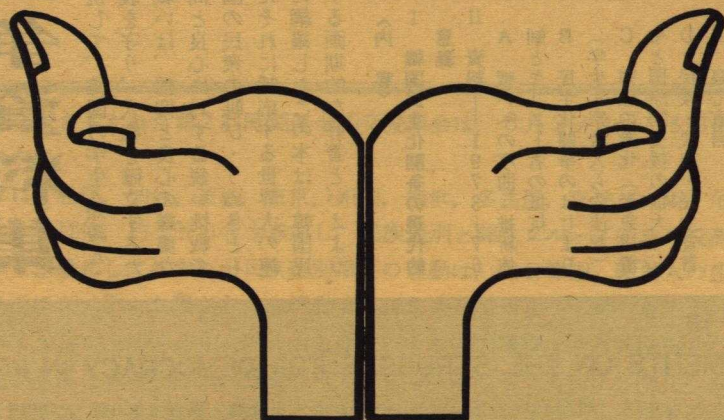


民闘連 ニュース

1976. 8-9 第14号 合併号



特集「第2回民闘連全国交流集会報告集」

目次

「民闘連運動」をめざして連帯強化を確認する	1
開会の挨拶	李 仁 夏 3
第2回民闘連全国交流集会にむけての問題提起	5
全国各地の実践報告	11
- 仙台・関東・名古屋・京都・八尾・大阪・兵庫 -	
分科会報告	
教育全体会	35
地域における民族教育	37
公教育における取り組み	39
入管	41
総合討論	43
閉会の挨拶	佐藤 勝巳 46
編集後記	

発行 民族差別と闘う連絡協議会

韓国問題キリスト者緊急会議編

韓国民主化闘争資料集

苛酷な独裁体制の強圧に抗して、韓国の学生・知識人・キリスト者らが、民主主義を守り、人権を確立するために、いま戦いつつある戦いは、信仰と良心の厳粛な証しであり、全世界の人間と良心に対する鋭い挑戦である。このような戦う韓国の民衆の叫び・うめきともいべき宣言と声明、またそれに呼応する世界大の連帯のアピールを全体的に網羅したこの本は、韓国民主化闘争の意義を明確にする画期的な好著といえよう。

B6判・二九〇頁

一六〇〇円・千一六〇

〈内容〉

I 韓国民主化闘争の現代的意義

II 資料 1973.7.6

A 戦いへの序曲（維新体制とキリスト者の抵抗）

B 民主化闘争のはじまり（学生・宗教人らの決起）

C 弾圧の激化（緊急措置令と国際的支援の拡大）

D 民衆・民族・民主宣言

E 良心宣言

F 拘束者の釈放

III 韓国民主化闘争の展望
IV 韓国民主化闘争略年譜



英語版

DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA

海外の友人にぜひ一冊お送りください。

B6判・英装・300頁・2400円・千160

J・H・コーン著 梶原 寿訳

二六〇〇円・千二〇〇

抑圧された者の神

暗黒と絶望の今日の状況の中で、なお人間を人間らしく立たしめる力の根源は何なのか？ 被抑圧黒人共同体の解放をめざす著者が、自らの個人史を語りつつ探究。

咸 錫憲著 小杉尅次訳

一四〇〇円・千一六〇

死ぬまでこの歩みで

韓国民主化闘争を根底から支え、今「民主救国宣言」事件に連座し、懲役8年の判決を受けた著者の自伝。真の民主主義回復のため戦い続ける勇気ある反骨の生涯。

文 東煥著 小杉尅次訳

一五〇〇円・千一六〇

人間解放とキリスト教教育

「解放の神学」との積極的な対話に基づき人間の「解放」のためのキリスト教教育の本質と使命を論じ、宣教の革新の方向を指し示した前韓国神学大学教授の問題作。

金 鎮洪著 小林爽子訳

一〇〇〇円・千一六〇

暁を呼びびさます鐘

ソウル近郊のスラムに身を投じ、血のにじむ奉仕活動をつづけ、底辺の民衆への連帯の必然性に促されて朴政権の維新体制に抵抗、逮捕され獄中であつた一牧師の証言。

新教出版社

〒162 東京都新宿区新小川町3-1

振替東京8-9991 電話(260)6148

— 第二回民闘連全国交流集会 —

「民闘連運動」をめざして 連帯強化を確認する

昨年に引き続きもたれた第2回民闘連全国交流集会は、8月27日から3日間にわたって川崎で開催された。

今集会には、札幌、仙台、茨城、東京、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、尼崎、神戸の計11地域から44団体、約150名が参加し、民族差別と闘うグループ同志の交流を深めた。

日立闘争を基盤にして生まれた民族差別撤廃の運動は、在日韓国、朝鮮人の生活と現実と密着し、これまでにない新たな質をもった運動として着実な歩みをすすめてつある。しかし在日韓国朝鮮人に対する日本政府の抑圧と同化政策は、巨大な権力機構を背景に陰湿かつ巧妙をきわめた形で民族差別を温存させる社会状況を維持している。迫り来る抑圧と同化のなかで限りなく破壊される人間性は、在日韓国、朝鮮人の現実実態を見つめれば見つめるほど、その深刻さ、とりくみの必要性が痛感される。視点を変えるならば、それは日本人大衆にとっても共通する問題をはらんでいるといえる。

在日韓国、朝鮮人の現実には、運動の視点と基盤をすえた闘いを常にめざす存在在日韓国人と日本人の諸グループが結集し、運動論と実践を模索しつつ討論を重ね、交流と連帯を深めるさまは、実に素晴らしい光景であり、感動と奮起の想いをいだかせるに充分であった。

何らかの力が作用したとしか考えられぬくらいに、今交流集会の会場設定は難行した。開催直前に決定した会場を知らせるために、実行委は連絡にギリギリ舞いさせられ、会場案内のとてつもない大看板が川崎駅前に立てかけられた。にもかかわらず集会場を確認できぬままに帰られた人もいると聞き、非常に申し訳なく思うと同時に、見えぬものへの怒りが沸くのを禁じ得ない。

■全体集会（初日）

会場にあてられた在日大韓基督教川崎教会の礼拝堂は、全国から集まった112名の仲間と埋まり、県立川崎高校の三浦泰一、川崎在日同胞の人権を守る会の朴世一（パク・セイリ）両氏の司会で、全国交流集会の幕が切られた。

開会のはじめに関東民闘連代表の季仁夏（イ・インハ）牧師は、民族差別の本質とそれへの闘いがいかなるものであるかを挨拶のなかで述べつつ、全国の仲間を歓迎した。

実行委からの事務報告の後、民闘連の連絡事務所でもある在日韓国問題研究所の裴重度（ベ・チュンド）氏が、基調報告ともいえる「交流集会にあたっての問題提起」を発表した。この問題提起は、これまでの民闘連の総括でもあり、展望でもあり、不十分ながらも民闘連の位置づけが示唆されているものである。

この後さらに各地の報告がなされ、各地よりの参加者があたたかい拍手のなかで紹介された。

宿舍割あての後、ひさしぶりの再会を喜びあう仲間達は、明日から白熱した分科会の論議を控えながらも、三三五五川崎桜本の夜のなかに散って行った。

参加者 韓国・朝鮮人 47名
日本人 65名

■ 分科会（2日目）

初日の全体集会の会場である川崎教会から市労連会館と産業文化会館に会場が分散されて、分科会が同時に進められた。

教育分科会は午前中に全体集会が市労連会館ホールで持たれた。午後からは「地域における民族教育」と「公教育におけるとりくみ」のふたつに分科会が分散されるために、教育全体の問題を共有化するために設定されたものである。川崎、尼崎、大阪、関東の日本人教師グループから、それぞれの実践における問題点が報告され、川崎の「子供を見守るオモニの会」から教育実践に対する要望がなされた。

午後からは、さらに会場を産業文化会館に移し、「地域における民族教育」と「公教育におけるとりくみ」のふたつに分かれ討論が続けられた。

「地域における民族教育」の場では、川崎、尼崎、八尾でとりくまれている地域実践の報告と問題点が出されたが、それぞれの地域の実践の度合に相違があるためか、教材、本名問題、非行、教育委員会との接渉、あるいは日本人との共同による実践などテーマが多岐にわたった。在日韓国人の手によってなされている実践グループの集まりの場だけに、在日韓国人の参加が多く、かなり具体的かつ実践的な論議が交わされたが、共通した討論軸が定められぬままに予定の時間を消費してしまった。

一方、日本人の参加が主となった「公教育におけるとりくみ」は、日本の学校に在籍する在日韓国、朝鮮人子弟の教育がテーマとなっていたものの、各地のレポートの発表に多くの時間がさかれ、それぞれに重要な問題と貴重な実践記録ではあったが、やはり共通し

た討論軸が定まらずに時間切れとなってしまった。

入管分科会は、市労連会館で午前午後にあたってなされた。討論の軸は入管当局の常に先どりの打ち出される論理に対して、運動の側の論理構成の弱さ、入管に関する法的な理解の弱さが反省され、それらはいかに構築できうるのかを、具体的なケースとして、密入国者問題、申京煥問題を通して論ぜられた。

■ 交流会（2日目夜）

分科会では語りあえぬ問題をフォローする意味においてもたれた交流会は、2日目の夜韓国人は桜本保育園で、日本人は宮本町々内会館でそれぞれもたれた。

韓国人の方の交流会には46名が集まり、民族主体を回復するというときの、民族主体の内実はなにかを具体的にさし示す実践と、論理の構築の必要性、さらには、民族差別に何故かわるのかということが自己の生きざまを通して語られなければならない、という二点を中心に話された。それぞれが実践を通しての体験と考えを交わすなかで、在日韓国人の地域実践がすすめられている、川崎、尼崎、八尾、大阪の同胞グループの連帯が確認された。

日本人グループの交流会は、別にテーマを定めず、5つのブロックに分かれ、お互いの運動、地域実践における経験談を中心に話しあいがなされた。

■ 総合討論（3日目）

会場を川崎から横浜に移して最終日の全体集会は開かれた。住宅街のなかの急な坂道を登りきったところに、会場に指定された神奈川県教育会館はあった。

総合討論というよりも、総括集会といった感じで、各地の代表が今集会の感想、問題というものを出し合うかたちですすめられた。しかし、出された反省と問題は、民間連の今後のありようと発展にむけ非常に重要なものが含まれており、以下の三点が確認された。

①民間連としての組織原則を明確にし、組織の全国化にむけた歩みをすすめる。

②民族差別と闘う論理の構築と共有化が早急になされる必要がある。

③民間連に関係するグループのより一層の連帯が望まれる。

集会は最後に朴鍾碩(パク・チョンソク)

君の、民族差別撤廃にむけた闘いの連帯を強調したアピールがされ、関東民間連代表の佐藤勝巳氏の開会の挨拶で、3日間にわたった集会がしめくくられた。

総合討論参加者 韓国人 32名
日本人 49名



開会の挨拶

関東民間連代表

李仁夏(イ・インハ)

全国のさまざまな状況のなかで実践に関わっている皆さんを迎えることができましたことを幸に思います。また、第2回民間連全国交流集を川崎で開催するにあたり、準備してきたものの代表として、皆さんに歓迎の挨拶を心より申し述べたいと思います。

さまざまな紆余曲折があって、ついに会場が頭初予定された場所に獲得することができず、皆さんにご迷惑をかけた事をおおびしあげるとともに、私が担当している教会が初日の会場を提供できるようになったことを、結果的には幸いであると思っています。

実際この場において観迎のことばを申し述べるかたたちは、むしろ、若い諸君ではなか

ろうかと思っています。彼らは、この地域においてさまざまな実践にかかわりながら、会場問題であるとか資料作りに非常に労苦をしていただき、ここ三日くらいほとんど睡眠をとってない位に頑張ってくれました。そうした成果が皆さんの手元にわたっているわけですがそうした準備をもって、この三日間の集会を持てることは非常に素晴らしいことだと思います。

さて、開会にあたって何か一言ということではありますが、私は最近この川崎の地域での働きのなかに参加して、私どものがべてきた言葉を想起してみたいと思います。

ほんとうにわれわれが人間を人間たらしめていかないという厳しい現実のなかで、人間らしく生きるということ、非常に広い言い方ではそういうことを差別と闘ってそれに打ち勝っていく人間の姿としてえがいていた訳であります。そうすると、人間らしくないという現実を、私どもの個々人の面にそくして考えてみるならば、けっきょくわれわれが隣人のいたみを知ることができない、そういう存

在になりさがってしまったと言われらると思います。

私は牧師ですので専門が神学ということになりますが、最近、ドロッチ・ゼレという欧米の神学界で指導者的な役割をするひとりの女性の神学者が言った言葉を思い起すのであります。「現代人は隣人のいたみを知らない人間になってしまった」のだと、彼女はこういうふうに言っているのであります。この社会のなかにあって既成の地位を獲得した者、あるいはわれわれのようにおおかた中産階級に属し、そのような生活を送ってきた者にとっては、われわれの生きている経済体制のもとでは、絶えず上向きの生活をしてきた訳であります。上に向って行くということは、言い換えるとそこから落ちこぼれた人間のいたみをもはや理解することもできないし、それを感覚として受けとめることのできない、つまり、隣人のいたみをわからない、そういう人間になりさがってしまったということでもあります。また、もう一方で、貧しい者、あるいは落ちこぼれてしまった者、あるいは抑圧された者、こういう者達は社会の持っている閉塞の状況というか、現代のわれわれが持っている病的な社会体制のなかで失意のあまりに、自虐的になってしまったり、時には、弱い者が弱い者をいじめていくような、われわれの同胞が同胞を理解することができない、そういうような人間性の墮落を生み出しているわけであります。一番問題なのは、この辺の人間のいたみが見えないという現実であります。私どもの民族差別と闘っていくという、この領域に則して言うならば、まさに日本人も、私たち同胞も、それが見えないようにされている社会のなかに住んでいるということでもあります。

最近、ここで二週間の間、民闘連への集会の参加をもふくめて、全国から集まった私共教会の若い人達と生活を共にしています。この地域における実践にかかわりながら、実践のなかから私共の教会の指命を再び問い直すという、そういう試みの集まりであります。そこである兄弟が、こういう告白をしました。

彼は、ここに集まって来る、あるいはこの地域の自分の同胞の子供達と接触する生活のなかで、子供の名前にふれ、子供の本名をひとりひとり覚えていきながら、その本名のもつ意味について子供達に、「あなた、名前はこんなに素晴らしい意味があるんだよ」といってお教えた訳であります。するとひとりの子供が横からやって来て、「この名前はどんなだっ」といって、自分が平素呼びなれている日本名を名乗ったところ、いくらその名前を彼が意味づけようと思っても、そこに意味を発見することができなかった彼は、「その名前はあまり意味がないんだよ」といった時、その子供は彼に向って手を振りあげなぐりかかって来たということでもあります。この子供は、自分でない他人の価値体系、いわゆる日本社会のなかでわれわれ同胞が今日まで、そこに逃げ込んで生きざるを得ない現実のなかで自分の名前も知らず、他人のきめてくれた価値体系のもとで生活している、そうした子供にとって、彼のことは、自分の存在をおびやかされるものとしてうったのであります。そしてその反動としてなぐりかかったのではないか、ということとその兄弟が私共に紹介をしました。あらっぽい同胞の子供たちにむかって、「お前たちは、何故他人をいじめるのだ、お前たちは人間として自信がないのではないか」ともいったら、「何いってんだ」といって子供は喰ってかかり、「先生たちは知らないんだっ、オレたちは毎日毎日、チョーセン、チョーセンといわれながら学校で生活しているんだっ」と叫んだそうであります。この話しを聞いた時、私は、ほんとうに胸を締めつけられてしまったわけであります。今日の日本の公教育のなかではこの現実が見えていないわけであります。私共の同胞も、このような枠ぐみのなかで、自分自身が他人に規制されながら、それを見ようとしないうちに、見ることができない人間になってしまっているということでもあります。もちろん、そこには、そうしないと生きられない厳しい現実があるわけであります。

私共は、すくなくともこういう見えにくい

現実を、ひとつの闘いを通して見るようになった、それが、かつて私共が参加した日立との民族差別の闘いでありました。その闘いを通してわれわれの生きている社会体制の問題性と、さらに、その問題性にだけむかってわれわれがもはや、涙をふるって糾弾したり、告発したり、そういうことでは人間がほんとうに人間になることはできないのだ、そこににおいてまさに、朴鐘碩（パク・チョンソク）君の生きざまにおいて知らされてきたように、そのような厳しい日本社会の差別的現実には、ほんとうに立ち向って、それを切りひらいていけるだけの人間の主体、人間が人間として生きていけるひとつの民族的な主体を自分のなかにきちっとしていくんだ、という確認を、やがて私共は地域のなかにおいて、落ちこぼれている人の悩みやいたみを共にになっていける生き方のなかに、私共をさそい込んで来たわけであります。

私共が児童手当、公営住宅の入居資格を獲得する闘いをはじめのにしても、単に、物とりに終るような、そのような闘いはやめようそのような闘いを通して、自分が本当に人間として生きられるその確認をとりながら、やっていこうではないか、そういう歩みをここしばらくやって来たわけであります。私どものまえに提起された内容というものは、報告書のなかにその辺の記録を皆さんの前に届けるわけであります。それは、何かわれわれが公けに何かをしたんだということを皆さんに語りかけたいのではなく、むしろ、若い諸君が厳しい状況のなかにあって、この間、人間としてこのように育っているのだという声をくみとっていただければ幸いと思います。それは、いっしょに歩んできた日本人の諸君にとっても、同じような成長の過程を踏んで今日まで来たのではないかと思います。

そういう意味でこの3日間、教育の問題、あるいは入管の問題、入管の問題も単なる入管体制粉碎というかけ声ではなしに、まさにひとりの申君という青年がにっている、あの苦しみ、あるいは韓さんという家族がにっている、あのような苦しみに、われわれが

本当に人間としてかかわっていくという、そのプロセスのなかではじめて、入管体制のもつ、すさまじい実態も見えて来るであろうし、そのなかで人間が苦しんでいるという実態も見えてくるのではないかと思います。

このような私の所感を申し述べることによって皆さんへの観迎のことばに変え、皆さんの三日間の健闘を祈ります。

第2回民闘連全国交流集会に むけての問題提起

1. 日立闘争の教訓と民闘連

1970年8月、韓国人であることを唯一の理由とし解雇された朴鐘碩君は、株式会社日立製作所を相手どり、4年間にわたる裁判と運動を同胞及び心ある日本人とともに闘い続けた。朴君の主張は、1974年6月の裁判に勝訴し、同年8月の日立糾弾闘争をも勝利した。この日本の裁判史上はじめてといわれる民族差別に基づく日立就職差別裁判勝利の教訓と、運動がつくりあげた地平を継承すべく、全国の関係諸組織の間で何回かの話し合いがもたれ、次のことが確認された。

(1) 共闘成功の原因

在日韓国人、日本人の両者が、(1)日立の民族差別を許さない、という共通の了解事項を厳守した点にあった。(2)いまひとつ共闘を保障した重要なポイントは「朴君を囲む会」の事務局を担った日本人青年と在日韓国人青年との関係である。両者の関係は、当初は必ずしも対等の関係ではなかった。が、両者とも実践のなかでそれぞれの立場から、苦しい変革の過程を経て、闘争後期においては、両者の相対的独自性がたもたれ、対等の関係が作り出されたことである。ここでいう「対等」な関係とは、納得のいかないことは納得できないといい合える関係を指し、正しくないことはこれまた双方で批判しあえる関係を言う。換言すれば、在日韓国人と日本人双方の運動への主体的な関わりと責任を抜きにしたとこ

ろでの、指導、被指導の関係があるような水準では、両者の共闘の成功などは望めないということである。

(2) 日立闘争の意義

(イ)在日韓国人にとって日立闘争の意義は、朴君自身の闘いが示すように、民族差別を許さず、韓国人としての自覚をもって生きることが、民族的主体の回復と確立に不可欠なものであることを明らかにしたことである。さらに、在日韓国人が自から、日常のかつ具体的な日立の民族差別と闘うことが本国のオモニたちの共感を呼び、日立製品不買の闘いという、本国の民衆との具体的な結びつきを生み出したのである。そして、朴君の生きる姿、つまり、在日同胞の民族差別は許さないと闘いこそが「民族の貴重な教訓」のひとつであることを示したのである。

(ロ)日本人の側は、朴君本人との出会を契機に裁判支援活動、公判の傍聴、関東大震災下の朝鮮人虐殺の歴史の掘り直し、日立糾弾闘争等々の作業を積み重ねてきた。そして、その中で、この日立の民族差別との闘いは、自からが歴史的につくり出してきた日本社会の構造と、日本人ひとりひとりの変革を迫る闘いであることを確認してきた。さらに、日立糾弾の闘いを通し、民族差別に対する日常的な取り組みに立脚しつつ、差別を日常不断に生み出して止まない日本社会のありようの変革を求める作業として、進めなければならないことを認識するに至った。

(3) 民闘連への発展

日立闘争に勝利したとはいえ日本のすべての企業の就職差別は、依然として変わっていないのが現実である。また、在日韓国人、朝鮮人の基本的な生き方にかかわる教育の問題をはじめ、在留にかかわる法的地位や、生活にむすびつく福祉等あらゆる面での民族差別は依然として存在している。つまり、日本政府及び日本社会の在日韓国人、朝鮮人に対する民族差別は、一通の確認書やひとつの判決などでは、微動だにしないほど根深いものである。

従って、民族差別との闘いは長期かつ困難が予想されるが、各地において引き続き、新たな闘いが展開されなければならないというものであった。

以上のような確認に基づきながら、日立闘争の勝利を契機とし、関東の「君を囲む会」をはじめ、全国各地で日立と闘った組織が

(イ)日立の今後を監視すること、

(ロ)各地において民族差別と闘うことを確認し、

(ハ)当面は諸組織相互の交流及び運動の情報を保障していくとし、

1974年末「民族差別と闘う連絡協議会（以下民闘連と略す）」が発足した。

2. 第1回交流集会の討議及び残された課題

1974年9月、朴君が日立製作所に就職することによって、日立闘争は一応の終結を見た。以降、運動は各地において新たな方向を模索し展開されながら、関東、関西、兵庫において民闘連が発足した。

1975年8月、大阪において過去一年間の各地の実践をもちよって、民闘連第一回目の全国交流集会がもたれた。集会には全国から80余名が参加をし、さまざまな分野における民族差別の実態と、闘いの実践が報告された。集会をとおし、民族差別に対する視点の広がりや深さ、運動のすすめ方、地域との関わり方の問題等に対して一応の成果をおさめた。さらに在日韓国人・朝鮮人と日本人の共闘のうえに、全国の仲間が連帯し、民族差別撤廃の運動を担おうとしているのは民闘連のみであり、双方の主体の構築と、差別からの解放をめざした、かつてない地平を模索する画期的な交流集会であった。

同集会では、①行政闘争、②教育、③入管④地域活動、の4分科会にわかれ、各地の実践が報告され、問題点が討論された。各分科会で問題点として残されたのは次の点であった。

(1)この間、各地において公営住宅入居資格や児童手当などをめぐる行政闘争が積極的に行なわれ、かなりの成果を上げた。しかし、在

日韓国人・朝鮮人の行政闘争（権利獲得）は主体性の確立がともなわなければ、たんなる物取りに終る危険性があるということが指摘された。さらにこの事に関連し、一部の地域にあっては、在日韓国人・朝鮮人の参加がなく、日本人だけの運動となり、共同闘争の水準が問われた。

(2)公立学校における日本人教師の教育実践は民闘連としては未経験の分野であり、一部の地域を除き教師の個人的努力の域を出ず、実践を通しての討論とならなかった。

(3)この間、入管法の改案は国会に上程されなかった。したがって、論議は、申君などの個別支援運動に集中した。そのなかで特に問題になったことは、当時者と支援グループとの関係、個別支援闘争の位置づけ、密入国問題をどう考えたらよいのか、などであったが結論がでないまま今年に持ちこされた。

(4)地域活動では、この一年間、川崎の桜本学園の活動（主に地域での教育活動）を除き、他にほとんど実践がなかったため、具体的な議論とならなかった。民闘連という名称では地域に入りにくいとか、地域外の人が地域に入って活動しても限界があり、住民中心でなければという話がなされたが、いずれも実践をともしない討論で実のりのあるものとはならなかった。

3. 全国のこの一年の闘い

略

4. 第2回交流集会での討論の方向

(1) 分科会の設定理由

今年は分科会を「入管」と「教育」のふたつに限定した。その理由は、入管問題などは法的な面で、在日韓国人・朝鮮人の日本在留にかかわる基本的な問題であり、かつ、抑圧の根幹をなしているもののひとつなので、昨年に引き続き今年も設置した。

教育の問題は、人格の形成及び生き方を大きく左右するもっとも重要な問題である。またこの教育の問題は、地域の子供の日常生活

とを分離しては考えられない。換言すれば、在日韓国人・朝鮮人に対する民族差別は、地域の具体的な生活と密接にむすびついた教育の場に集中してあらわれる。従つて、地域をふくむ教育問題が重視されざるを得ない。しかしながら、教育問題にはあまりに多くの関係する諸問題が内包するために、大きくふたつに分け、ひとつは「地域における民族教育」とし、もうひとつは「公教育における取りくみ」とした。

次に、行政闘争の分科会を設定しなかった理由は、現在、行政闘争は第一段階を終わり、兵庫民闘連にみられるように、質的に発展させる段階にきているのではないと思われる。それへの総括も含め、第1回交流会で問題となった在日韓国人・朝鮮人にとって、行政闘争と自己の主体性確立の問題は、重要な質を内包しているので、この問題は行政闘争の今後の方向と質の問題と合せ、第2日目の交流会ですることにし、特に分科会の設定はしなかった。

以上の理由と、昨年 of 交流集会の反省に立って、「入管」と「教育」のふたつの分科会に限定したものである。

(2) 分科会における事実認識

ふたつの分科会が、それぞれのテーマで討論をするにあたって、共通の認識として、次の事実をふまえておくことが大切と思う。

戦後、日本政府は在日韓国人・朝鮮人に対し、抑圧と同化の政策をとり続けてきた。この事態に対し、日本人は在日韓国人・朝鮮人と共に日本政府のこの政策と闘わなければならなかった。しかし、それができず完全に在日韓国人・朝鮮人の闘いを孤立化させ続けてきたことを、日本人は痛恨の思いをこめて認めなければならない。にもかかわらず、在日韓国・朝鮮人は、それに対してたえまない闘いを続け、今日に至ってきた。しかし、戦後30年の才月、在日韓国・朝鮮人のなかに次のような変化を引き起しつつある事を、現実として認めなければならない。

在日韓国人・朝鮮人の世代構成は、64万人の内、76%が日本生れの2～3世であり、

日本の風土にならされた彼らが、在日韓国人・朝鮮人の主流となりつつある。また、ここ数年来の結婚の動向は、夫婦のいずれもが韓国人・朝鮮人である者は、結婚総数の約半数である。あとの半数は、夫婦のいずれか一方が日本人である。この数字は、在日韓国人・朝鮮人との血縁関係がより深まりつつある傾向を示しているといえる。また、在日韓国人・朝鮮人の児童生徒約14万人の内、70%が日本の公私立学校に在籍している。さらに、民族学校に在籍する児童生徒の数が減少する傾向にある。さらにまた、帰化申請者数も増加していると伝えられている。一方、朝鮮民主主義人民共和国への帰国は、1974年に479名、同75年には379名とここ2年間で、年間500名を超えることがない。韓国への帰国者は、さらに少ないと思われる。従って、総じて在日韓国人・朝鮮人の日本への定着化傾向が強まっていることは、否定できない事実である。

意識の面に即してみれば、世代による祖国への対応の違い、日本社会への反応の違いが日を追って顕在化している。他方、祖国の分断からくるイデオロギーの対立等が加わり、在日韓国人・朝鮮人社会の複雑化が進行している。

一方、日本人の在日韓国人・朝鮮人に対する認識は、戦前、戦後を通し、依然として偏見と蔑視観の域を脱し得ず、日本社会の対応は、民族差別を固定化している。さらに、在日韓国人・朝鮮人を歴史的な存在としてとらえきれずにいるという状況である。戦後民主主義という美名の下では、差別はいけないうものとなされ、否定すべきものとされながらも、何が民族差別であるのかが認識されず、むしろ、差別の拡大再生産がもたらされている。

こうした日本人と日本社会の状況が民族差別を生みだし、在日韓国人・朝鮮人の民族主体をむしろ、人間性を歪める大きな要因をなしている。在日韓国人・朝鮮人に対する民族差別は、入管（法的地位）、教育（生き方）就職（生計の手段）、福祉行政というように、ひとりの人間が生きて行くために必要とされ

る全てにわたっているのが実態である。

在日韓国人・朝鮮人の今日の客観状況はこうした日本社会の状況とは無関係に存在するものではない事を、分科会の事実認識の前提としてふまえなければならない。

(3) 入管の分科会の討論の柱

(イ)入管当局の動向を正確に把握しつつ、在日韓国人・朝鮮人の在留資格はどうあるべきかという、われわれの態度を抜本的に検討する時期にきている。

(ロ)上記の考え基本にし、個別入管問題の位置の明確化を図ると同時に、第1回交流会より懸案とされてきた当事者と支援グループとの関係のありようは、日立闘争における朴君と「囲む会」の関係などが、あるていどの参考となろう。また支援グループと弁護団のあるべき関係の討論も引き続き必要であろう。

(ハ)密入国問題については「入管白書」等で、離散家族の結合を求めている密入国は少なくなり、最近では出稼ぎが圧倒的とするされているが、10万人に近いといわれる密入国者は、戦後から今日に至る者の総数で出稼とは到底思われない。密入国者については、ケースバイケースで対処する必要があるのではないか。最近、特に問題となっている出稼型の密入国者をどう考え、どう対処したらよいのか、卒直な論議が必要に思われる。

(4) 教育の分科会の討論の柱

①教育の分科会をふたつに分けた理由

在日韓国人・朝鮮人の教育の問題は、当事者が自分の子供をどのように教育するかということと、日本人、特に公立学校などの教師が、在日韓国人・朝鮮人児童生徒にどうとりくむか、という問題は、立場の違いや状況の相違から、共通している側面と異なる側面がある。従って、韓国人・朝鮮人を中心とした「地域における民族教育」と日本人教師を中心とした「公教育における取りくみ」のふたつに分け、討論することが妥当であるとの結論に至った。ただし、教育の分科会においては、午前に全体会議を持ち、在日韓国人のオモニの教育に対するおもいと、子供の現状を受けとめ、さらに公立学校における教師

の現状報告を全体で共有化することとし、午後ふたつの部会に分かれ、討論をすることにした。ふたつの部会とも、活動総括の指標は児童生徒の変化と、それに関わった教師などが、何が見え、自己がどう変ったかに論点を置く必要がある。

②「地域における民族教育」の部会で討論すべきこと

(イ)地域における在日韓国人・朝鮮人児童生徒の実態と把握。

(ロ)何故地域でのとりくみが必要か。

(ハ)地域における民族教育の肯定部分と問題点、日本人児童生徒とのかかわり方など。

(ニ)公立学校などとの提携をどう進めるか。

(ホ)民族教育を進めるに当たっての行政闘争の進め方。

(ヘ)民族教育における日本人教師との共同活動のあり方について。

③「公教育における取りくみ」の部分で討論すべきこと

(イ)民族性の回復や民族差別にまけない主体作りをどうするか。

(ロ)進路保障への取り組みをどうすすめるか。

(ハ)日本人の子供達の変革（差別性の克服）や日本人教師の仲間づくりをどう進めるか。

(ニ)公教育と地域の民族教育実践とのかかわりについて。

5. 交流会での討論の方向

民間連としての運動をどうとらえ、どう構築して行くかが大きな討論の柱となるが、韓国人、日本人がそれぞれに分かれ、それぞれの立場と状況に密着した形で、さまざまな問題を論じ合う場として設定したものである。なお、両者の交流会に共通した課題としては「共同闘争のあり方と意味」を設定した。

①日本人交流会で討論される内容

在日韓国人との共同闘争を軸に民族差別と闘おうとする日本人にとって、運動体のひとつの領域として戦線を広げるとか、抑圧者と被抑圧者との関係による原罪意識とかで、闘

いに参加しはじめることはあっても、それだけでは、闘いの持続すらありえないことが数年の取り組みの中で明らかになってきている。

民族差別に直面した在日韓国人・朝鮮人にとって、それと闘うことが文字通り、自身のそれまでの生き方を、ひとつひとつめくり返し、生き方を変えてゆくことである以上、日本人にとっても、闘いへのかかわりは、建前や原罪意識をこえた、己れの生き方と重なりあわずにはいられないからである。

しかし、このことは、きわめて個人的な生き方の選択の問題としてだけ語られたり、交流（単なる）として分散化してよいということではない。問題は常に、差別との具体的な闘いの中で、その闘いがひとりひとりの生活領域に、どのようにはねかえされているのかという点で、論議されなくてはならない。本交流会の目的はそこにある。

したがって、本交流会ではそれぞれの地域での取り組みが具体的な差別の現実に対してどれ程の有効性をもちえてきているかを検証しながら、次のような点を中心に進められる。

(イ)職場や地域で在日韓国人との具体的な接点があるのかどうか、どのような関係を作りあげているのか。

(ロ)民間連の闘いが、職場、地域とどのような内容でつながっているのか、あるいは切れているのか。（民族差別と闘うことがどのような意味を持ちえてきているか）

(ハ)民間連における共闘体制は成立しているかどうか。質としてどうであり、どのような矛盾があるのか、成立し得ない地域や領域でどのような問題があるか。（共通課題）

②韓国人交流会で討論される内容

在日同胞の受けている抑圧的現状は、かつての歴史と祖国の分断にその根本原因を発しながら、今なお在日同胞は抑圧を強いられ、苦難の道を歩みつづけざるを得ないことを余ぎなくされている。それゆえに、現在、在日同胞にとって最も必要とされていることのひとつは、同胞自身がどのような歴史観と民族観を持ち、自からの民族的な主体性をいかに

回復し、かつ、構築するかである。

しかしながら、同胞の現実には、混迷する本国情勢と複雑化する在日同胞社会にあって混乱し、日本人の排外主義と日本政府の同化・追放政策の下で呻吟し、同胞の民族的力は分散化させられている。

この分散化された力量を結集するためには在日同胞のひとりひとりが自からの立場にめざめ、自からを変革するために立ちあがらなくてはならない。民族差別と闘うことは、同胞の力量を結集し、同化に抗する第一歩にすぎない。しかし、民族差別は同胞の現実生活を脅やかすばかりでなく、限りない人間性の破壊へと導くのである。それゆえに退りぞくことのできぬ闘いの一步でもある。

民闘連に連なる各地の同胞グループは、それぞれに民族差別問題に取り組んでいる。しかし、今だ相互における連帯、交流が深まっているわけではない。そこで、民族差別との闘いを日々の具体的実践に立脚しつつ、同胞の現実的課題を担うグループが集い、在日同胞の解放にむけた闘いの模索と交流、そして連帯を生みだそうとするのがこの交流会の目的である。

在日同胞の現実的課題は、同胞が住む地域に集中してあらわれる、そして、在日同胞の変革は日常生活を抜きにしては成立し得ない

ゆえに、地域に根ざしたさまざまな形態の運動と闘いが模索されなければならない。

したがって、本交流会ではこうした地域運動、あるいは民族運動としての地域活動といったことへの模索と実現にむけた論議が望まれ、具体的には次のような論点にしぼって討議されることが望ましい。

(イ)民闘連に關係する同胞グループの交流と連帯を具体的にどうすすめるか。

(ロ)地域における民族教育実践を推進していく上での、地域同胞、実践グループ、子供との関係をどう築くか、あるいは行政との関係をどうつくりあげるか。

(ハ)民族運動としての地域活動をどう具体化し、理論化するか。

(ニ)共同闘争のあり方と意味(共通課題)

以上のような問題提起に基づき、民族差別撤廃にむけた闘争と運動が在日韓国人・朝鮮人、日本人、双方の主体の上に担われ、双方の解放にむけた共同行動に昇華することを望んでやまない。

1976年8月27日

第2回民闘連合国交流集会
民族差別と闘う連絡協議会

原稿募集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

•連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- 論壇への反論、同調
- 運動体の紹介、宣伝、アピール
- 随筆、評論
- 在日韓国人問題に対する問い合わせ
- その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

全国各地の実践報告

— 仙台・関東・名古屋・京都・八尾・大阪・兵庫 —

一 仙 台 一

宮城朝鮮研究会

仙台では去年の夏川崎に来て以来、活動の事項を二つにしぼろうということになりました。一つは申君を支える会の結成にむけた準備、もう一つは教育問題です。

■ 教育問題のとりくみ

宮朝研は一昨年の10月に仙台の朴君を囲む会を改組して始めました。その時に軸としてたてたことは教育問題でした。それは、仙台での地域性ということを考えて、在日韓国人・朝鮮人との接点で自分たちの運動を作ろうと考えた時に、教育を監視して活動していかなければならないと確認して、それ以後ずっとライフワークみたいな形でやっていこうというふうに考えました。しかし昨年夏に伝習館記念会という教師グループを中心に実態調査のアピールを出し、こちらから彼らの合宿に出かけていって討論もしてきましたが残念ながらその活動はアピール一つ出ただけで終わっています。

一方、一昨年の夏に約数十名規模で朝鮮高校と育英高校の生徒同士の衝突事件を通して当時育英高校の生徒部長をしていた中村先生と個人的な関わりをずっと追求してきているという程度の活動しかできていません。しかし中村先生の場合は、今年の4月以降いろんな活動にずい分顔を出してくるようになりました。

■ 申君を支える会のスタート

宮朝研は実質6人の日常的な余裕のあるところで活動していますが、その中の半分の人間に対して、昨年7月13日に申君の問題で集会をもち、28日にいわば仙台の活動としては見切り発車的に支える会をスタートいたしました。神奈川の活動なんかでは支える会は作らないで実質的な申君の支援活動をやってきたわけですが、仙台の場合ですと活動なり運動の層ということが非常に薄いということと、宮朝研の教育の問題をカバーしていきたいということもあって、別個に支える会をスタートさせたわけです。それで、支える会と宮朝研の関係をその時どう考えたかということ、宮朝研が日立闘争を仙台でそれなりに関わってきたということ。その時仙台での朴君の問題に目を向けようと、仙台で固執して何とかやらないかんと考えてきたわけですが、申君の運動に於ても、仙台で申君の生活現実に関点を持つところまでいなくてもその接点をにらみ続けて、日本人の運動として何とかやっていこうということで問題意識を若い連中に訴えつつける役割を宮朝研がいくらかしてきたわけなんです。一言で言ったならば、民闘連運動なり、あるいは朴君の闘いに参加したいろんなグループや個人が他にも日韓連帯の運動だとか人管の運動とかいろんな闘いがありますが、それとの関わりで、どういう立場、どういう視点でやってきたか。少なくとも仙台では足もとを見よという形で問題提起をし関わってきているわけで、あえてその関わりを関わり続けるという現実があるわけです。例えば支える会の運動の中では9月に、日立闘争のスライドを借りまして、宮朝研と支える会のメンバー等がタイアップ

した形で、大学や個人に約1ヶ月に亘って、その上映運動をするという地ならしの上で支える会の運動を広めようとしてしました。そういう活動によって、今年の4月に、在日韓国人政治犯を支援する会と教育問題をやっている他のグループとによって何とか支える会の運動が拡大いたしました。

■活動を通して見えてきたこと

4月の時期にスケジュール調整して、広く日韓の問題、あるいは入管の問題で協力関係を作っていこうという動きの中で、問題となってきたことがあります。それは、昨年の秋に宮朝研も関わって、“異邦人の河”の上映運動をするなどしてきました。宮朝研のメンバーの一人は政治犯の問題を政治的にやっているみたいな形になって、そういう意味ではなんでも屋みたいな形になっていますけれども、事態の緊迫性や状況の問題から一定程度の街頭情宣をやって来ましたが、そういった経緯の中で今年の4月に労働者新共闘というグループが“異邦人の河”と“闘争の地南朝鮮”という映画を二本立てでちょうど4月の春闘の折に上映しようというアイデアを出してきました。それに対して、宮朝研と支える会と他のかなりのメンバーも含めて反対しました。何故反対したかというとならば「同情もいい」とか「日本人の主体をトータルに構築して、日韓問題をトータルに答えようとするとき、在日韓国人青年の現実と南に於ける闘いという二つのテーマを並べて上映することが、もっとも効果のあることだという方法だ」と出してきました。私たちはそれに対して、「それは非常に安易なやり方だ」と反対しました。具体的に言うと、“闘争の地南朝鮮”は総連が今まで上映運動をしてきた映画です。彼らは片や韓国人サイドの実態、片や総連サイドが上映運動やってきた映画を日本人がやることによって、南も北も日本人も共同した一つの闘いを進めることができるだろうという主張をしてきたわけですが、現実にはそうではない。そういうことを安易につき出すことによって、逆に一人の申京煥あるい

は一人の朴君が“異邦人の河”を見に行こうとして、他方で“闘争の地南朝鮮”のタイトルを見て、足ぶみしてやめるということがありうるということと、4月の日本人のストライキをうった時に上映運動をやると集めやすいという発想は非常に安易であると、そのように考えるならば、何故一本一本手間ひまかけた上映運動をやっていないんだということで反対したわけです。残念ながらそれは聞き入れられずに、僕らも当日ビラをまいて、見に来た日本人に訴えかけようと思いましたが、主催者側もつっぱねたので会場でトラブルを起したくないという意味でやめました。今日の日本の政治状況、韓国の政治状況の中で、付随的に連帯ということでもって、先に出てきたような発想におちいりがちだということで、それでは僕らが日立闘争の中でつちかった個別の運動の中から、具体的な社会の構造なり具体的な差別の実相が見えてくるといふ確信が逆に作られていかない状況があるということを経験として明記しておきたいと思います。

■日本人と韓国人の共同闘争について

仙台では共同闘争ということを経日人サイドとしては、在日朝鮮人・韓国人の生活現実での接点をどのような形で持っているのか、あるいは持っていないのかということから議論が始まると考えています。仙台での支える会の運動で足であちこちまわっているうちにどういふことがいくらか見えてきたかということについて話してみたいと思います。

宮城県は在日韓国人・朝鮮人が三千人います。そのうち二千人ぐらいが仙台にいます。我々の知っている在日韓国人・朝鮮人は若い人が圧倒的なのですが、しかしながら、そういった若い連中は在日朝鮮人のあり様というのは、それぞれ全部孤立していて、自分の仲間、自分のことをしゃべれる相手を欲しているということです。じゃ友達である日本人の女の人や男の人が、日本人としていい関係を作っているかといったら、決してそうじゃない。せいぜいグチを聞くという、あるい

は聞かされるという感じ、それで友達関係がなりたっているという認識、そういう程度でしかありません。

民闘連の活動を通じて思うことは、仙台の運動は他地域に比べて弱いということです。在日韓国人・朝鮮人は川崎・大阪等各地に散在していますが、思うに彼らは九州に上陸して関西へそして関東へ、さらに東北へ流れていった人達だと思います。だから東北にいる在日韓国人・朝鮮人は関西や関東にいる在日韓国人・朝鮮人よりももっと孤立しているんだと思います。そういう人たちに力がとどくような運動をどうして作ったらいいかを考えています。

(8・27 全体集会実践報告より)

一 関 東 一

関東民闘連実践報告

1975.8~1976.8

■ 経過

昨年 8 月末の第 1 回民闘連全国交流集会の直前に、関東民闘連の発足集会 (75・7・27) を持ち、74 年末からの凍結状態を解いた。以降毎月 1 回の定例会を持ち、各グループの実践報告を主とした情報交換をすすめてきた。一方、関東民闘連総体としての取りくみとして、75 年 7 月より、労働省、労務行政研究所の就職差別問題を本年三月に至るまで担ってきた。

本年 2 月、関西、兵庫の両民闘連との交流会を経て、第 2 回民闘連全国交流集会への準備が 4 月より開始された。特に集会内容をめぐっての検討が重ねられ、たつき台が 6・7 月の全国代表者会議で検討され決定を見るに至った。

したがって関東民闘連の活動経過は、前半が、労働省、労務行政研究所の就職差別問題への取りくみに重点が置かれ、後半は、民闘連全国交流集会への準備にその力量が費され

た。

■ 活動

月 1 回の定例会は、情報交換の域を脱し得なかったが、川崎・在日同胞の人種を守る会が中心となってすすめられている、地域の教育実践をめぐり、東京、川崎、横浜の教師集団との結びつきが出来、多少なりとも、教育戦線における民族差別問題の取りくみも拡大がなされた。

関東民闘連総体としての活動よりも、各個別の活動といった観が強いが、交流がある個別グループの活動を項目別にして報告したい。

・労働省、労務行政研究所の就職差別問題

関東民闘連総体としての取りくみに、兵庫県進路保障協議会の支援を得て活動がされた。労働省とは通算 5 回の団交を持ち、労務行政研究所とは通算 7 回の団交を持った。労研は本年 2 月に自社の発行する「労政時報」(76, 2, 6 号) に、「本誌差別記事に関するおわびと訂正 — 第 2256 号相談室『外国人の採用拒否は違法か』について — 」を発表し、全面的に否を認め読者に謝罪した。

(民闘連ニュース 8 号に記載) しかし、労働省は終始「責任がない」と強弁し、数々の問題ある言辞を弄しながらも、予算接渉、国会の混乱を理由に団交を拒否し続け、交渉継続の困難な状況のなかに逃げ切ってしまった。

・地域における教育実践

川崎・在日同胞の人権を守る会を中心に、在日大韓基督教川崎教会、社会福祉法人青丘社の支援、及び、日本人青年の協力を得て、地域における教育実践、主要には、地域における民族教育の模索が、桜本学園、桜本保育園というかたちでなされている。

①桜本保育園

1968 年の開園以来、8 年間の保育実践のなかで常に民族保育への模索が続けられ、認可保育園 (1974 年) となった年から「民族クラス」が設定されている。昨年は、在日韓国人保母を 1 名、半年間母国留学させ

民族保育への強化を期している。また障害児保育への取りくみもあわせて続けられている。さらには、桜本学園のロバの会に保母1名が常時派遣されている。

在園児80名、内在日韓国・朝鮮人園児48名、日本人園児32名（75年度）
保母10名、内在日韓国入保母9名、日本人保母1名

㊦桜本学園

昨年4月より始められ、低学力の克服と、人間性豊かな人格の育成を目標にしながら、差別に負けない、差別をしない子供を育成しようとしている。しかし、在日韓国・朝鮮人の多住地域にあっての民族差別をはじめとし非行、低学力、障害児差別、公害、貧困、留守家庭児、といった地域社会のさまざまな問題が表出している。本年4月からは、学園の発展にともない、子供を見守る体制をさらに強化することとし、留守家庭児（小1～3）を中心とした、学童保育「ロバの会」が市当局の接渉のなかで、市の委託事業として勝ちとられた。

韓国人の子供は韓国人教師が、日本人の子供は日本人教師が見守るという原則のなかで民族の主体性をどう築きあげるか、あるいはさまざまな領域にわたる諸問題を、韓国人、日本人教師がどう位置づけ、どう共闘して担うかが、常に論議され続けている。

桜本学園

園児、韓国・朝鮮人41名、日本人22名、計113名

教師、韓国人19名（学生9、労働者10）
日本人22名（学生19、労働者1、牧師2）計41名

・ロバの会（学童保育、小学1年～3年）
毎日12時～5時30分

児童65名（韓国人23名、日本人42名）

・タンボボの会（小学4年～6年）

週3日、4時～6時30分

児童33名（韓国人10名、日本人23名）

・中学生の会

週3日、7時～9時

生徒15名（韓国人5名、朝鮮人3名、日本人7名）

■教育戦線における民族差別との取りくみ

A、横浜市教職員組合「人権と民族」分散会

④「人権と民族」分散会の成立と経過

横浜市教育委員会発行の社会科副読本「横浜の歴史」において、関東大震災における朝鮮人虐殺が「朝鮮人事件のようなおそろしいうわさや略奪から身を守るために市民も自警団を組織して……」という文章に記述されていることに象徴的に示される差別性に対して書きかえを迫った結果「市民は自警団をつくり、自らの身を守るために努力したが、デマなどによって罪のない朝鮮の人々が殺されるという不幸なできごともおこった。」と字句訂正を行なって「差別する意志は毛頭ありませんでした。と編集者を居直らせた以上のことはできなかったのです。すなわち、日本人の歴史的責任を免罪する意識をどう克服していくのか、更に、現実にある差別をどう克服していくのかを迫ったのですが力量が不足していたのです。

75年2月の教研集会で李殷直氏の提起を受けて、一層日本人の歴史的責任の免罪意識の克服、現実にある差別の克服を痛感しました。

㊦横浜市の教育方針 一 同化教育方針

75年8月30日、市教委との交渉で、指導課長は、「私達は、国際的平等、協調をめざしている。だから朝鮮人子弟と言えども、日本人と同じように扱うようにしている。だから、朝鮮人ということで調査する必要も感じないし、又、やっていない」と教育方針をのべています。更に就学時の取り扱いについては、「民族の自主性を尊重して」就学通知書を発送していないと答えていますがこれは無責任な自己合理化であり、本当の意味で民族の自主性を尊重するのなら、日本人と同じように扱う教育方針と矛盾するのではないでしようか。

そんな中で、市教委の学校基本調査と区役

所の学籍係の在日韓国人・朝鮮人子弟についての調査を比較し、さらに組合の執行委員長名で全分会にアンケートを依頼しました。

㊦「見えない朝鮮人」でなく「見ることのできない日本人」の問題

「みんなと同じように教育し、朝鮮人であることを明らかにしない方が本人のためによい」と思っている教師が多いことがわかった。

そのような状況の中で李殷直氏は次のような提起をしました。

「日本人学校に在籍する在日朝鮮人の子供の98%が日本名を名乗っており、その子供達は毎日の生活の中で民族的劣等感を植えつけられている。朝鮮人であることを隠すことがやがて民族を憎悪することになる。日本人教師にはとうていわからないが、日本人として教育を受ける子供達の内面の深刻な問題として進行している。とにかく本人が泣いて反抗しようが、親が何と言おうが、教室では本名で呼んで欲しい。」

㊧「いかに教育するか」ではなく「いかなる関係」を作るか

日本人化を強制する同化教育を克服していかなければなりません。しかし、私たち日本人に民族教育が可能なわけありません。私たちにできることは、子供と互いに朝鮮人・韓国人—日本人として認めあう関係を作っていくことだと思うのです。朝鮮人・韓国人教師のところへ連れていくことは私たちにできても、民族教育をやっていくのは彼らの仕事でしょう。朝鮮人・韓国人子弟と私たちの共生の関係—教師が子供に何かを教えていくということでない関係—を作っていくことが大切だと思うのです。

B、「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」

—日朝高校交流運動で見えてきたもの—

①「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」の成立過程

戦後日本の「平和と民主主義」は偏見と差別を生みだす、脆弱にして欺瞞的なものであった。各校での試行錯誤が風の便りで伝えられていく中で、実践を交流し、共働を求めて

課題を明確にする場として「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」が発足したのは1975年5月17日であった。東京の北部地区の3つの都立高校の教員6名が夜間中学の日本語学級の先生たちの話を聞き自分たちの課題を出しあうところから始まった。

㊨日朝教育交流を軸に

○研究会、①75年8月30日「国際主義としての民族教育」「日本人の朝鮮観」「朝鮮人を取りまく日本人生徒の朝鮮認識」②10月5日「朝鮮人にとって日本人とは何か」③76年3月7日「日立就職差別裁判闘争からみえてきたもの」「日立判決を利用して在日朝鮮人生徒を就職させた事例について」

○日朝教員交流会（東京朝高教員との交流）

①76年2月20日「日本人生徒の朝鮮認識の現実とその背景」②5月29日「在日朝鮮人教育をいかにすすめていくか」

○日朝高校生交流会①2月21日（朝高）②4月27日（北高）

㊩<朝鮮>をみようとししない意識＝「日本人と同じように扱うという美名のもとに同化教育に加担する学校の構造は今日なお微動だにしていない。生徒達の間に在日朝鮮人を死にたいやうの言動が横行し、その中で朝鮮人生徒・日朝混血生徒が自己を押し殺すように存在しているのに、私たちの周囲で<朝鮮>は依然としてタブーであり、教員は同化教育の尖兵であることに無自覚である。だから生身の朝鮮人とのふれあひが必要であり、日朝教員の実践の交流と相互批判によって、日本の学校でも、朝鮮の学校でも、生徒たちの生活の現実に迫りうる実践が必要である。

かといって、日本人教師に在日朝鮮人生徒の民族教育はできない。その通りだろう。しかし朝鮮人学校を行けといって解決できる条件は全くといっていいほどない。「できない」という原理にひらきなおっていられる状況ではない。だからこそ、すべての日本人教師・生徒に在日朝鮮人に対する正しい認識を培い排外的な民族意識を克服していくための実践を深めていかなければならない。

C、神奈川県高等学校教職員組合、教研「民族と人権問題小委員会」

1976年1月24日、川崎地区教研で工業高校や定時制高校生徒の就職差別の実態が報告された。一方、「伝習館闘争支援神奈川100人委員会」の「民族差別の現情」への関わりが決った。その中で、浜教組と同様に個人的つながりであった私たちは、運動をやっていく上で、組合教研内に「民族差別と人権問題小委員会」の設立が必要であるとの結論に達し、組合本部にこの小委員会の設立を申し入れた。反対もあったが、6月下旬に、この小委員会の設立が承認された。

第1回目の小委員会で、この小委員会の活動方針が決定され、「差別の現実を学ぶ」ことから出発することが確認され、実際に各学校に在日韓国人・朝鮮人が何人在籍しているか、進路保障と差別についてのアンケートをとることが決まった。

第2回目の小委員会で、アンケートの様式を決定し、直ちに印刷、発送を行なった。

第3回目の小委員会は7月17日にもたれ今回の民闘連全国交流集会の公教育におけるとりくみの討論の柱と内容が話され、今後の方針が決められた。

■「子供を見守るオモニの会」の歩み

「子供を見守るオモニの会」が結成された契機は、保育園の教育方針である、それぞれの人格を認め主体性を持った子供に育てる為日本人の子供は日本人として、朝鮮人の子供は朝鮮人として、本名を使用し、民族の歴史を知ることでした。園の方針にふれた私達二世のオモニの大半は日本学校を卒業しておりました。私達のそれまでの知識では、朝鮮人は日本社会にあって日本人よりも劣っていて差別されて当たり前、名前も日本名呼びを当たり前とし、就職の面でも私達民族は駄目なのだという諦めの生活しか知らない無知なオモニでした。個人、個人、社会に対する怒りは持ち合わせていても、声をあげて訴える勇氣などとても考えられなかったのです。園にかかわって初めて人間として、生きなければなら

ない考えが湧き、子供のオモニとしてもどのように生きれば良いのか考えさせられました。園の教育方針の中で、急激に民族に目覚め、日本名を本名に切り変えるオモニ。頭では理解しても、生活の中で切り変えられないオモニ。本名を使用したくとも仕事の関係で使用出来ないオモニ。いろいろな形で苦しみを持ったオモニ達が話し合える場をということで園の先生方が中心となり、卒園児・在園児、地域のオモニに呼びかけて、「子供を見守るオモニの会」が結成されました。会には会長、会計、書記、7名の役員を選び、会場には保育室を借り、毎月1回7時30分～9時30分の2時間位開かれ、会の始まりは親睦を深め雰囲気をもよおす為にプリントを用意し、朝鮮民謡を全員で合唱し、会の話し合いに入っていました。又、会のお茶菓子代として、1ヶ月200円徴収することになりました。会員は30名程で、4月の会には園長先生を招いて、どうして私達が日本名を使用しているのか、又、本名を使用する意味や、歴史等を話していただき、そのあとにオモニ達の話し合いがなされました。

会が発足してまもなく一つの問題にぶつかりました。オモニ達は論理的には園長先生の話は理解できるのですが、日常生活の中でそうすることがいかにむずかしく、苦難にぶつかりだんだん会に出席しなくなるオモニ、「固い話ばかりの会」「顔を出すだけの会」との声も聞かれました。出席する会員は少しずつ減って行きました。このような中で、新役員のオモニ達はどうか会を盛り上げようと真剣に取り組み、青丘社より主事の崔勝久さんにかかわってもらい、必死で案を練りました。どのようにすればオモニ達が自分の内側を開き、気軽に悩みを訴えられるのか、どのようにすれば個人個人の親睦を深められるのか。役員で相談し、文化面を取り入れようと考えました。

6月に青年会と合同で「朴君の日立闘争勝利」一周年記念パーティを開き、青年達は会場の準備、オモニ達は料理と、青年会との初めての交流を楽しく持ちました。朴君の裁判

を契機に自覚したオモニも何人か積極的にオモニの会に入会しました。

10月から民族舞踊を習うことになり、オモニ達は身体で民族的なものを吸収していきました。

12月は青年会と合同クリスマスパーティを開き、青年会との交流も深められて行きました。

76年1月には、会を兼ねて新年会を持ち朝鮮民謡など唄ったこともないオモニもそれまでに会で習った民謡を唄い、楽しい雰囲気の中で、少しずつ会員個人個人の連帯も深められて行きました。

一年間をふり返ってみて、ただ夢中で来た一年間でした。大きな会としての成果はありませんが、オモニの会を通じて会員が親しくなり、話し出来る場が出来たのと微力ながらも会の中で、自覚したオモニが出て来たことが、何よりも私達に大きな力を与えてくれました。

二年を迎えた76年4月新役員が改選されました。一年間の間にオモニ個人個人の親睦を深められましたが、オモニの会としての目的をどのようにすれば一步でも早く達成し理解してもらえるのか話し合い、又、会の人員確保と内容の充実に力を入れることにしました。その為、役員は手分けし、会員の家庭訪問をし会の方針を話したら、会費の徴収も会のつどは大変なので、強制ではありませんが何ヶ月かまとめて徴収しました。会の目的を理解して下さるオモニも多く、家庭訪問は役員とオモニの連帯を深めるきっかけとなり、会員も40名になりました。民謡のプリントも、青年会に依頼していたのですが、不慣れ乍らオモニ達自身の力で書き上げ、例会のお知らせもハガキで毎月出すことに決め、オモニ達は自ら、自分達でしなければならないということも自覚しはじめました。又、一年間、相談役としてかかわって下さった崔勝久さんは家庭の事情で直接かかわれなくなり、青丘社より朴世一さんが変わりにかかわって下さるようになりました。又、4月より国語を知らないオモニの為に、李仁夏先生が講師

になって、週一回午前10時～12時まで国語や歴史をオモニ達に教えて下さるようになりました。

5月、青年会と合同で作家の高史明先生をお招きして話し合いました。又、会としても内側の充実に力入れるかたわら、外側に対しては、月1回教育委員会との定期的会合を通して「民族教育」を進めていきました。

6月、子供の教育ばかりではなく、オモニ達の日常生活の中でも知識の向上をと、身近かな公害問題を取り上げて、洗濯、台所洗剤の公害の問題で無公害の業者よりスライドと説明会を開き、日常の中で公害の恐ろしさを知る良い機会となりました。

2年目を迎えた現在も私達は力足りなく、ともすれば挫折しそうになりがちで、自分との葛藤の毎日ですが、私達オモニは、社会人としても、子供を育てるオモニとしても、現実の抑圧に屈せず強く生きて行かねばなりません。私達二世・三世のオモニが育ちゆく子供を見守り、主体性のある人間に育てるためにもがんばらなければならないのです。これからの会の目的は会の母体をもっと充実させ組織化し、日本社会の中で不条理を訴えて行き、人間としての基本的入権である権利を主張して行くと共に地域の同胞子弟の子供達全員が日本学校の中で何の抵抗なく、ありのままの姿で生きられ、朝鮮人子弟も日本人子弟もお互いを尊重できる人間関係をつくって行くことを目的とし、近い将来にあっては、日本学校で国語（韓国語）や歴史を同胞子弟に教えてもらえる運動に展開したいと思います。又、そうすることがなぜ必要なのかを理解していただく為にも、この場を借りて日本学校の教師にオモニの会よりいくつかの要望をのべてさせていただきます。

■教師への要望

1) 子供の問題

○高学年になる程に同胞子弟が非行に走り教室内で横暴に振るまうことの現実が、何が彼らをそうさせるのか、教師は生徒の内面を知ること努力してほしい。

○日本人生徒は決して先生の見ている所では、朝鮮人と馬鹿にしないが、見えないところで弱い者いじめをする。

2) 名前の問題

○本名呼びで希望しているにもかかわらず日本呼びする教師は子供の成長をつみとっているという重大な結果に気付いてほしい。

○本名で通学することの意味を日本人教師も理解し、各教室において本名を使用することの大切さを日本人児童にも説明し、教師としての自覚を持ってほしい。

○児童を本名で通学させ、PTA役員等を受けた時、民族性の違いから朝鮮人は親子で姓の違いがあるが、そのことを教師が理解し母親を本名で呼んでほしい。又、呼ばうとしない教師の姿勢を正してほしい。

3) 教育内容の問題

○自覚を持った親が訴えるときに、よく教師は、高学年は出来るが低学年は何も知らないと言っても理解出来ないと言われるが、高学年は高学年の、低学年は低学年の人間教育があり、もっと教師は教科書だけの教師ではなく、子弟たちと心通い合える人間らしい教師になってほしい。

○歴史・社会科の時間、今の現教科書では朝鮮・日本史は本当の事実を教えていないが、教師自身、朝鮮と日本のかかわりの歴史を勉強し、子供達に正しい事実の歴史を教育してほしい。歴史の中で朝鮮について触れようとしなない教師の態度にどれ程同胞子弟がきずつき悩んでいることか知ってほしい。

4) 教師の姿勢

○クラスの懇談会の中でも先生自身が朝鮮人問題の表面化をさげずに、卒直に問題として取り組み、日本人父兄にも理解してもらおう姿勢を取ってほしい。

○日本人生徒が朝鮮人生徒をからかった時そのことが悪いと言うだけで日本人生徒をなぐり、ことを終らせることが良くあるが教師自らが、なぜ日本人生徒が、チョン公やいろいろな悪口を言って馬鹿にするのか意味を知り、なぜそれがいけないのかを教

育してほしい。

○朝鮮人子弟が日本名を使用することに教師として、何の感情も示さず、当り前のこととして受けとめている教師は自らが差別に手を貸していることを自覚してほしい。

最後に、一人一人の教師の良心ある取り組みでは問題が余りにも深く根をもっているので、展望はでてこないと思います。オモニの会としての要望は、各学校で教師によるグループ研究会を通して基本的な問題に取り組んでほしい、そのことが、ひいては日本人子弟教育全体の内容にもつながっていくと確信するのです。

■ 課題

以上、関東民闘連としての活動というよりは、各個別グループの活動内容を列記したという観であるが、これ等のグループは、いずれも、関東民闘連として交流関係にある。

しかしながら、今だ連絡協議体としてすらの交流と連帯の場を保障するという時点に至らず、したがって、関東民闘連としての課題であると言えるかもしれない。

それぞれのグループの実践は、それなりに進展を見せ、それなりに課題をかかえている。それ等は、各分科会のなかで明確にされてくと思う。

一 名古屋

差別行政の闘い

名古屋市民の会

「在日朝鮮人への差別撤廃を、名古屋市民の会」(以下「市民の会」)では現在、国民健康保険における差別撤廃の運動に始まる今までの「市民の会」の運動の再検討を行っている。「市民の会」の諸活動の一つとしての差別行政撤廃の闘いも、名古屋市内において国保、老人無料パス、児童手当、市営住宅入居

における在日朝鮮人への差別が、外国人への差別条項を除くということで、一応の成果をあげてきた。

しかし、個々の差別条項が撤廃されていく過程で、私達は、差別撤廃の運動についての再検討を迫られるに至った。即ち、差別行政の撤廃を目指しながらも、とりあえず、その「告発」「暴露」をすることで、日本人の排外、差別意識に切りこんでいくという段階にとどまっていた状態では、日本人サイドの問題として把えることで闘いの基盤とすることができたが、これら個々の差別行政が現実撤廃されるに至ると①そうした制度の適用対象である当の在日朝鮮人（韓国籍・朝鮮籍）にとり差別撤廃が何をもちたのか（解放か同化か）②名古屋市の行政は、単に差別条項を撤廃することで事足りるとするにとどまり行政理念に何の変化もないのではないのか。③日本人による運動として行なってきた「市民の会」の闘いは、在日朝鮮人への差別撤廃闘争を日本人が闘うことで自らの解放をも獲得していくべく始めたのであるが、果して具体的にはどういうことで、初期の狙い通り解放に近づくものを獲得したか否かなど、課題が互いにかみ合い乍ら拡がっていったのである。

私達は、現在、結果的には「物取り」にとどまってしまった「市民の会」の差別撤廃の闘いについて、運動の経過と問題点の再検討に入っている。

この場では、差別行政の闘いの経過と問題点を報告することで、私達自身の闘いの新たな段階のためのステップとしていきたいと考えている。

■ 国民健康保険の差別撤廃の闘い

71・10～73・1

○なぜ始めたのか

①在日朝鮮人の生活実態に直面し、私たちは日本人としての自分のあり方そのものを問わざるをえなかった。ひとりよがりの「加害者としての自覚」の甘さを知り、やみくもに入管体制粉砕を叫んでいるのではなく、あくま

で実際の生活に即した市民運動（自治体が入管体制を生活レベルで補完している点に着眼し）を粘り強く続けていくことによって、何としても日本と日本人の意識を変えていかねばならない。入管体制下の抑圧と差別・同化・追放の現実をよく知り、具体的に入管体制に迫りうる闘いを通し日本人の排外＝侵略・差別意識を変えうる闘いの創造を、②日本人の日韓条約反対・入管法反対などの闘いが、一定の時期を過ぎると全て消滅したり、政治スローガンとして語るだけに終り、具体的に入管体制を突崩していけるものが全くなかった。国保ひとつとってみても、その問題の重さに気づき運動化していったのは条約締結後6年もたってからであった。③国保の差別撤廃の闘いの中で、具体的課題を通し日本人の排外・差別意識に迫り、国保の持つ政治性＝日本と韓国・朝鮮の関係性をとらえかえしていく。④国保が自治体レベルで行いうるという状況、等々のことから具体的な闘いとして国保の闘いを開始した。

○運動の経過、71・10～11、県下市町村の実態調査

日本人の意識に迫りうる広範な運動を考え、直接請求を追求したが力量不足から請願に切り換え

71・11月在日朝鮮人から「朝鮮公民に公平に国保を適用するよう」との請願が市議会に出される。

71・11月在日朝鮮人と話し合い、日本人の側の立場、在日朝鮮人の立場の相異を明らかにし、又、国保をめぐる市議会の政治的状況を明確にとらえる中で、市民の会の請願を中止し、陳情に切り換える。在日朝鮮人の運動を支援し、日本人の立場を明確にし、主体的な独自の運動を行っていくことを決め、署名運動、対市交渉を行っていった。

結局、国保は73年1月1日適用実施となり、国保の闘いは、主として在日朝鮮人の闘いにより差別撤廃が獲得されていった。

私たちは、この闘いの中で差別の実態、国保の政治的意味を知ることは出来たにせよ、

日本人の意識に肉迫しえたという実感はなく
また行政に対しても十分迫りえぬまま闘いの
幕を閉じていった。

■ 国保以降の差別行政の闘い

国保の闘いの過程での対市交渉、自治体の
差別行政の実態調査等の活動を通し、私たち
は、次の様な問題意識を経て、行政闘争の持
続を決定していった。

①自治体は、外国人登録行政をはじめ、福
祉、住宅、教育、労働など、在日朝鮮人の生活
全てに関与し、日々在日朝鮮人への差別、抑
圧、同化政策を推進し、入管体制の先兵的役
割を果している。②自治体は、在日朝鮮人の
差別支配を日常業務としている。かつての
“虐殺”“連行”の如き露骨な弾圧はないが
より狡猾に日常生活上で加えていく抑圧 —
生存権はく奪— 構造により、在日朝鮮人の
非人間化を進めている。そしてそのことが入
管体制を支える重要な柱になっている。③在
日朝鮮人の生活に日常的にかかわり、その日
常性の中で差別・抑圧・同化を推める自治体
に対し、反差別・反入管の政策をとらせてい
く。④そうした自治体行政を支える日本人の
意識を、自治体という“身近な”場との闘い
を通じ、日本人の差別・排外を打ち変えてい
くことの重要性。

こうした問題意識と同時に73・4月、名
古屋市が革新行政に変わったこともあり、名古
屋市に対し「在日朝鮮人への差別問題」につ
いての政策を糾していくことを決め、差別行
政撤廃の闘いを開始した。

○26項目の公開質問状提出、73・4月

市政全般に亘る「福祉」「教育」「就職」
等差別行政を糾す公開質問状を名古屋市に提
出。

○第1回目の対市交渉、73・6・30

この交渉では、名古屋市に対し、市の「在
日朝鮮人問題」についての“基本姿勢”を明
らかにさせることに主力を置き、その上で個
々の差別撤廃を認めさせていく方向性を持ち
進めた。

交渉の中で市長は基本姿勢にふれ、「在日

朝鮮人問題については、歴史的な事情もある
ので、特別な問題として考えてゆきたい」旨
の発言を行った。

○新たな差別—老人無料バス—73・9～

74・9

73・6月の市長発言の口のかかわぬうち
に、革新市政の目玉的政策・老人無料バス
(65才以上の老人に市営交通等の無料バス
を渡すというもの)の実施の中で、在日朝鮮
人への差別が生み出された。私たちは、新た
な差別政策の問題性の追求、差別の即時撤廃
を要求し、民生局長、市長交渉を繰返した。

交渉の中で、「まず日本人からということ
で、別に差別じゃなくて区別としてある…」
と居直る市当局の姿は、排外・差別に貫ぬか
れた市政の体質を鮮明に浮び上らせた。

結局、1年後、74・9月、老人無料バス
の差別は撤された。しかしこの問題は①新た
に生み出された差別であること②一年後に撤
廃したこと、差別の責任を明らかにしないこ
とによって“まず日本人から”という市の排
外・差別行政は、十分役割を果たしたことにな
ってしまった。③差別を生み出したことの責
任を明らかにすることなく在日朝鮮人に無料
バスを適用することにより、市は差別をなく
すのではなく「思恵」的に「与える」構造を
生み出した。

適用するにあたり、在日朝鮮人への差別の
問題としてでなく、外国人一般の問題にすり
換え、問題をごまかしてしまったという状況
をも生み出した。

私たちは交渉の中で、日本人がいくら差別
の現実を行政に迫っても「説明」に終り、十
分迫りえないという自分たちの闘いの弱さ
を感じると共に、在日朝鮮人自身の「証言」の
必要性を感じていた。更に、無料バスのよう
に新たな差別を生み、在日朝鮮人への抑圧が
強められると同時に、日本人の差別意識を日
常生活レベルで不断に再生産していく市行政
に対し①基本姿勢、基本政策を明らかにさせ
ていくこと②差別の責任を明らかにさせてい
くことの重要性を痛感した。

○児童手当・住宅差別の撤廃の闘い

74・11～75, 10月

74年11月, 私たちは「基本姿勢」「基本政策」「児童手当」「住宅」「教育」等についての交渉を行った。その中で市は, 児童手当・住宅については来年度から差別を撤廃していく予定のあることを明らかにした。

(川崎における闘いが, 名古屋市政にも大きな影響を与えた結果でもあった。)

11月の交渉後, 児童手当・住宅が具体的スケジュールに進み始めてしまった為, 私たちは, 以後個別の闘いに集中していくことになった。

○児童手当の差別撤廃, 75・4～75・8

私たちは無料バスの時の経験を大切に, 児童手当の交渉の中では①差別撤廃に至った理由を明らかにさせる。②いままで差別してきたことの責任を明らかにさせる③日本人市民に対し, 広報を通し, 差別の問題を明らかにさせていく④在日朝鮮人と話し合うこと, 差別の責任を明らかにした広報を在日朝鮮人家庭へ全戸配布すること⑤実施にあたり窓口の職員の研修を実施すること, 等を要求し, それらを具体化させていくことで, 児童手当の差別撤廃, 単に条項を変えることで終わらせるのではなく, 今後の基本政策のためのペースとなりうるものを獲得することに主眼を置いた。

しかし, 広報の内容と方法についての一定の前進はあったものの, 市の行政スケジュールの進行の中で, 基本政策へつなぎうるものについては, 全く獲得できぬまま“撤廃”だけが先行していった。

私たちは幾度となく繰返した交渉, 川崎の闘いに触れる中で, 次のような問題に突きあたっていった。

①差別撤廃の闘いが「物とり」に終るのではなく, 日本人にとっては排外主義＝侵略, 差別思想との闘いとなり, なおかつ, 在日朝鮮人の民族主体の確立に寄与しうるものでなくてはならない。しかし, 民族主体の確立に寄与しうるものとは, 具体的にどのようなことなのか。

②在日朝鮮人への様々な差別行政に対し, 日

本人だけで交渉をくり返す中で気付いた矛盾すなわち, 在日朝鮮人の生活を日本の行政と日本人の運動体がやりとりし決定してきた構造, その意味で, 市民の会は行政にとって「安全弁」として機能してきた。

③差別撤廃が制度上の変化(国籍条項をはずすだけというような)にとどまるとき, 日本人の意識を変えうるものになりえない。個別の差別撤廃がそこにとどまると, 結果として在日朝鮮人への同化政策を補完するものに転化する危険をはらむのではないか。

○市営住宅入居差別撤廃の闘い 75・9～

こうした問題を運動の中でどのように克服していくのか, これらのことが運動の中に具体化できないでいるうちに, 市営住宅入居差別撤廃についてのスケジュールが市から打ち出されてきた。

私たちは差別撤廃を通じ日本人自身の意識自治体行政そのものを変えていくという従来の立場をあらためて確認すると共に①日本人同士で話し合う限り問題の決着にならないことを行政に思い知らせる②在日朝鮮人との話し合いを強く要求していくことで, 上記の問題への歯止めをめざしながら交渉することを決め, 市に対し, 1975年10月募集における在日朝鮮人の全応募者と当選者と話し合いその希望を聞け。1976年2月募集に向けて, 市内在住2万8千人の在日朝鮮人に説明会を開き話し合え。従来差別してきた市の差別行政の責任について明らかにせよ, という要求を突き付けていった。

この頃は, 個別を基本政策へつなげていくというより「個別物とりの状況」に陥っていた私たちの運動が, 結果として, 在日朝鮮人への同化への補完物的役割を果してしまっているのではないかという“恐れ”に包まれていた。それは逆に, 個別の闘いの中で, 交渉主義に陥り, 日本人の意識変革への闘いを十分展開しえていなかったことの現れでもあった。

特に市営住宅入居という, きわめて在日朝鮮人の日常生活にストレートにかかわる問題に直面し, 私たちは, 住宅入居差別撤廃の闘

いが本当に私たち自身の変革、日本人の差別・排外意識の変革になりえていたのか、また在日朝鮮人に対し日本人社会への同化を促すことになりはしないのか、という問をくり返していた。日本人のひとりよがりな運動に陥らないためにも、さまざまな在日朝鮮人との話し合いを持っていった。しかし逆に、今更ながら在日朝鮮の置かれた立場性の多性さにぶっかり、私たちは改めて差別撤廃の闘いのあり方を問い返す必要に迫られていった。

市当局は、住宅差別撤廃を、国籍条項の撤廃だけで済ませようとし、在日朝鮮人との話し合いを拒否し、在日朝鮮人の差別の現実について知ろうという姿勢はなく、結局、ことばの上では“差別はなくす方向でやっていく”“他都市でもやっている事はやっていく”という役所の御都合主義でしかないことを、住宅差別撤廃の中で明らかにしてきた。

更には、76年3月、市営住宅の空家募集の差別、一団地10%制限という新たな排外と差別の行い、排外・差別の政策の強化を推めてきた。

いま、私たちは、差別行政撤廃の闘いの中で突きあたって問題をあいまいにするのではなく、又、“ことば”の中でのみ整理をするのではなく、具体的な闘いとして、日本人の主體的な“差別撤廃の闘い”の新たな開始のため、苦闘している。

一 京 都 一

京都韓国学園

建設運動を中心として

朝鮮人差別と闘う会

1. 私たとの運動の経過と学園問題への関り

イ上映運動、シンポ、学習会

ロ朝鮮、人管、差別問題への視座

ハ学園問題 — 京都における実践の開始

2. 学園建設促進運動への取り組みの視点

イ民族排外主義 — 地元反対委糾弾

ロ差別行政糾弾 — 17年間の経過、民族教育への弾圧、差別的行政実態

ハ民主的、民族的諸権利を保障する日本人の立場と任務

ニ在日朝鮮人・韓国人運動との連帯

3. 建設促進運動の経過報告と現段階

1974年11月、それまで様々な領域や視点から韓国学園の問題を考え独自に取り組んでいたグループが一同に会し、相互の運動の連絡を強固に持ちつつ、統一した運動体の形成を目指し、連絡会議が発足した。その間も、労働者、学生、市民が、シンポジウム、集会、交流を経過し、明けて2月16日、連絡会議の旗上げ集会をもった。この集会は、佐藤勝己氏の講演を受け、在日朝鮮人をも含め、建設促進に向けて200名の参加を勝ちとった。私たちは、その後、地元の民族排外主義的反対運動糾弾、民族差別を温存、助長する京都市差別行政糾弾、民族教育を保障しよう、を掲げて市内をデモ行進した。そして集会で獲得された基調を実践すべく、大衆的な闘いを開始した。

先ずそれは、京都市に集会の名による抗議文の提出としてあった。そして3月には、韓国学園の建設計画の概要や事の本質を何ら住民に知らせようとせず、表向きには「緑を守れ、」「環境権の侵害反対、」、そして本質は「朝鮮人が来たらガラが悪くなる」という民族排外主義的扇動により、地元で一万余名の署名活動を行い京都市議会に提出した地元反対者の意図を許さず、宣伝活動をくり広げ、市議会各党派への説得活動を行った。

学園問題の本質が市民の前に明らかになる前に建設計画そのものを闇にほうむらんとする地元反対委の攻撃の中で、私たちは、地元への調査、情宣活動に入った。それは第一に反対運動の実態の分析、第二に、学園側の建設計画の概要、民族教育の必要性の訴え、第三に、建設促進に向けた私たちの運動の意義を住民に情宣していく目的だった。その後私

たちは、話し合いさえ組織的に拒否する状況の中で、彼らの表面的反対理由をひきはがしその真の目論みを社会的にバクロすべく、反対委に対する公開質問状を提出した。その内容は第一に、地元反対委の掲げる反対理由の四項目について、第二に、三者会談（地元・行政・学園）への反対委の関わり、第三に、反対運動の地域、階層別主張の矛盾、第四に調査活動の中で聞いた差別発言について、の四点にわたって回答を求めた。それに対し反対委は、回答を拒否したばかりではなく、住民の口から本音が出るのを恐れ、「ガクシコウ令」を徹底化させたのである。

こうした中で、より多くの市民の前にこの問題を提起すべく7月20日に集会を再度持ち、地元への地道な説得、啓蒙活動を通して反対委の孤立化——賛成派の掘りおこしを行いべく「地元入り」の方針が提起された。この方針の下に、①具体的論拠の乏しい「反公害」「住民闘争」が実は朝鮮民族に対する、支配者によってうえつけられた敵視、蔑視による民族差別——排外主義以外の何ものでもないこと、②反対委の掲げる理由（工事にもないう鉄砲水、ガケ崩れ、交通災害等）への専門家グループによる調査結果に基づく科学的反論、③日朝間の歴史、入管体制下に於ける朝鮮入・韓国入の生活の現実、差別実態などを毎日曜日「連絡会議ニュース」配付、説得活動によって住民に打ちこんできた。私たちの攻撃の結果、ペラを浚々、あるいは笑顔で受け取る人が増え、数名であるが集会にも参加しだしたのである。

こうした反対委の弱体化を前にして、「正義の味方」面をして補強の手を差ししのべたのが「救国と革新」の旗手たる日本共産党であった。彼らは何度か私たちのニュースに反論を試みた。それは①治水・治水問題の危機感を遠く青森県の例まで持ちだして扇りたて、②「日本民族の心の故郷」を守れと排外主義的敵対を強め、③「戦後の民主化の過程で民族差別は基本的に解消されつつある」とし、あろう事か「差別々々といわれるから、逆に私たちが差別される！」と居直ってきた

のである。

一方私たちの運動の大衆的拡大の中で京都市は「民族教育は保障されねばならない」（船橋市長）立場を表明し、建設の早期実現を言わざるをえなくなった。しかし在日朝鮮人への入管・差別行政を引き継ぎ、地元反対運動に屈服し、民族教育の保障を何ひとつ考えようとしないう京都市「革新」行政は、建設計画の一方の直接的阻害要因をなすものである。これに対し私たちは昨年11月①文化財発掘調査の早期実現、②地元反対運動をどう見ているのか、③民族教育保障の具体的施策の提示、④地元のカッコ付災害不安をどう解消するのか、を全市民に明らかにすべく「公開説明会」の開催を京都市政に要求していった。同時にこの要求を支持する在京文化人は独自に200名の署名を提出し、また新たな闘いの段階を象徴するが如くに労働組合役員、部落解放同盟などをも含む100名の署名が行政にたたきつけられたのである。そして12月19日には、連絡会議として第一回目の対市交渉について打ち取った。その場において、行政の窓口である森田都市計画局長は、①「公開説明会」は、基本的には開く、②連絡会議を交渉団体として認める。と確約したのである。こうした情況下、12月18日の市議会で、「地元の本調査阻止は協定違反」「本調査は実行する」「学園は、当然建設される立場」という今川助役発言を引き出したのである。併せて京都市は、全国初と豪語する民族教育性への扶助金の公付という積極的ポーズを示したのである。

しかしその後本多山週辺に於いて「爆弾事件」が連続するや、地元反対委・京都市は暗黙の了解のもとに反撃に転じたのである。この私たちの運動と全く無関係な爆弾事件を何としてでも結びつけようとする京都府警、そして「お先棒」をかつぐマスコミへの抗議活動などに奔走しているすきについて反対委は結束を排外主義的に更に固め、また京都市は交渉時における人数、時間の制限等の連絡会議への分断、ユウ和攻撃に転じたのである。私たちがこのような京都府警、行政一体となっ

た攻撃に有効に対応しえず、運動の一定の混乱と停滞を招いたことも事実であり、まさにこうした圧殺攻撃の中で、日韓問題を考える運動体に対する予防弾圧的性格が一方に於いて、在日朝鮮人・韓国人諸団体・入士への攻撃としても在った事を自覚せねばならなかった。

しかし私たちは、運動の混乱ばかりを嘆いてはいられなかった。私たちは、在日朝鮮人・韓国人の歴史と現実から希求される民族教育の熱望に対して抑圧民族の一員としての主体の自覚をもって応えるためにも、促進運動の正当性をより広範な人々に訴え、対市交渉を一步も引きさがる事なく推し進めていったのである。そして4月に於ける第三回交渉での京都府警の監視、守衛のピケなどをはねのけ、30名で交渉団と一体となって廊下で集会を持つなど大衆的決起を勝ちとったのである。この日の交渉は、民族教育を弾圧してきた入管体制の末端を担う京都市差別行政に対する大衆的怒りを結集し、それを更に拡大していく事によって行政をおいづめていく方向性を示したといえる。

それに対し行政は、地元反対委との交渉のしんどさをくり返すばかりで、行政として一貫して取り続けている同化・抑圧の姿勢を何ら自己批判しようとしせず、民族教育保障の具体的施策を何ら語ろうとはしていない。したがって地元との交渉などもたかが知れる内容でしかなく、真に建設を促進する方向ではなくして、文化財発掘本調という造成の前の段階での「やったった、／＼」というアリバイ作りで地元と「かけひき」をやっているにすぎないのである。

以上を要約するならば、私たちの運動の発展段階は、74年の連絡会議結成から2・16集会、その基調を具体化する中で地元反対委糾弾、日本人サイドでの主体的受けとめの時期であった。7・20集会から「公開説明会」要求路線の時期は、差別構造をバクロしつきくずすものとして、差別行政糾弾の闘いを普遍化した段階であった。そして第三の時期は、弾圧、そして主体的条件による混沌の

時期である。

4. 今後の私たちの運動の任務

私たちは、運動の当初よりこの学園問題にしめる行政の位置を明確に「差別行政糾弾」として確認してきた。17年間にわたる経過の中で、銀閣寺、西山の建設予定地の反対運動に対し行政は、ほとんど「説得」活動をせず、また建設問題を単なる建造物の問題の枠内（それも二軒茶屋という人気のない代替地案を出すなど排外主義的なもの）におしとどめ、民族教育や差別の現実は一切見ようとしなかった。そして一方では、「民族教育を保障する法的義務はない」（市教委）とうそぶき、行政総体として入管体制の末端を担う差別実態は明らかである。

こうした視点を踏えて私たちは、学園問題を通して個々に現われる行政の差別性を追求するにとどまらず、各地の民闘連による運動実践を学びながら、何よりも入管体制下における京都市行政の位置を更に明らかにすべく今年6月にシンポジウムを持つにいった。その中で、大阪、尼崎の公営住宅・児童手当の闘いの報告、また京都市に於ける在日朝鮮人・韓国人がどのように民主的・民族的諸権利を奪われているのかを学び、そしてその事が、朝鮮人・韓国人を「行政外の行政」として存在させているのみならず、日本人民を差別し分断支配のクビキの下で侵略——他民族抑圧に動員するための排外主義攻撃と一体のものであることを確認していったのである。ここから私たちは、建設促進運動を入管体制の根幹に迫る行政差別撤廃闘争の一環として深下・発展させていく事を明らかにしたといえる。

私たちは、当面の任務の第一に、「公開説明会」要求の闘いを更に発展させる事であると考えている。そして第二に、現在の対市交渉が都市計画局という技術屋の窓口では技術的側面に終始し、差別・民族教育の問題を「畑違い」として逃げてきた行政の姿勢を追求するためにも、市教委の引っぱり出し、そして「地元は民族差別はない」とウソぶく今

川助役を大衆的力でもって我々の土俵の上にあげさせねばならない。第三には、従来「革新」の面子から京都市が行ってきた公営住宅の「国籍条項」撤廃という恩恵の本質を見抜き、行政糾弾闘争の中で自己批判をかりとり基本姿勢を出させる闘いの一環として対市交渉を進展させる事だと考えている。そして第四に、この闘いを通じて各入管戦線との大衆的結合と連絡会議への再結集を推し進めねばならない。

次に対地元との関係からする任務とはいかなるものだろうか。現在のには、「本調査」問題に関する行政追求に力点がおかれ、地元入りは一定集約した形ではあった。しかし学園建設の阻害要因の一つを成す反対運動を突き崩す事なくして建設の具体化も民族教育保障の条件もありえない。故に再度行政追求とのからみで地元入りを系統だてて行すべきだと考えているが、その際総括しておかねばならぬ事は、当初の段階ではらまれた「地元徹底糾弾」路線の限界性である。これは結局、差別 — 被差別の関係でしか地元をとらえる事ができず、その差別が生み出されて来た本質を見れないが故に、地元 — 行政 — 入管体制をトータルに把握しない、かつ闘わない主観主義といえる。また反対委が集めた一万名の署名を前に地元入りを悲観的に考え、行政依存で事足りるという傾向を批判せねばならない。

従って私たちの地元反対委への闘いの任務は、徹底した説得、情宣活動の中で、たとえ少数であろうとも反対委に対する離反者を生み出す事である。彼らが、建設問題を環境問題にベテンのすりかえ、災害不安を扇りたてる事によって住民を組織している時、彼らを上まわる宣伝戦の強化でもって反対委の孤立化、地元住民の啓蒙を推し進めねばならない。とりわけ地元に住んでいる労働組合員が韓国＝反共という図式で反対運動に加担している現実への働きかけも重要である。日本の変革の主体である労働者の大部分が民族排外主義に屈服している現状を、本多山の一角でねばり強く説得、オルグし、学園問題の本

質を訴えていくのは私たちにとても大きな意味を持っている。

建設促進運動は、民族排外主義を糾弾し、入管体制の一角を突き崩す闘いであると同時に、現在の日韓政治体制から遊離して語られてはならない。日本支配者層による入管体制・民主的な諸権利のハク奪、「在日同胞はいずれ、日本に同化されるべき運命にある」という同化 — 棄民政策の中で、在日韓国入子弟の1%が民族教育を受けるのみであり、ほとんどの子弟が、日本人の同化教育の中で民族性を奪われ尽さんとする現状の下で、韓国学園建設の早期実現にける父母の願いを私たちは常に念頭におかねばならない。また、まさに、3・1アピール、今回の民主救国宣言、金芝河公判の中で、明らかにされているように、日本政府による侵略、他民族抑圧の政治的野望に対して、私たちは、はっきりと日韓両国民衆の抑圧、被抑圧という相互の民族の違いと任務を自覚した上に立ち、相互の立場からする「韓日反独裁民主共同戦線」の金芝河提起に応える道もまた、建設促進運動の真価を通して模索されるべきだと考える。

連絡先：京都市伏見区横大路下三箇山殿町

126 — 15 仲村実方

一八 尾一

民族差別と闘うオモニと青年

トッカビ子供会

■なぜ「トッカビ子供会」が発足したか

トッカビ子供会は、1974年10月に、私設の子供会として発足しました。発足させるまでにいろんな経過がありますが、基本的には二つの要因があったと思います。

一つは、最も基本的な要因であり、また誰でもわかることですが、差別の実態があるということです。その中で、子供たちの非行、

低学力というものが、特に我々の子供達に表われている現実があるということです。そして、その現実の反映がトッカピ子供会を作り出す大きな要因になりました。

もう一つは、我々の地域には部落解放同盟安中支部があって、その運動にトッカピ子供会のオモニが間接的ではあるけれども関わってきている人がいて、子供の教育に対する問題意識が蓄積されていました。そういう人たちの存在がトッカピ子供会を作り出す大きな要因、あるいは刺激になったと言えます。

■ どうしてトッカピ子供会が運営されたか

そういう形で、当初指導員は3人ぐらい、

オモニが4・5人、子供が10人未満で発足しました。その中で強調しておかなければならないのは、最初からオモニが関わってきたということです。オモニが、子供を見てくれるから私も参加するというのがなくて、私もまたトッカピ子供会を運営する1人なんだという立場で主体的に関わって来ています。だから、最初に子供会の部屋のアバウトを探す時も、オモニたちが自分の足で探し回り、資金的なカンパも自分たちのところから出し、必要書類の準備などもそうです。そういう形で下からの盛り上げの中で、まず生まれました。これがトッカピ子供会の特徴だと思います。

そして、これは論議してもらいたいところなのですが、子供会が少し発展してきた。昨年の5月に解放同盟の“教育を守る会”の民族部会として解放同盟の傘の中に入ったという経過があります。これには二つの理由があります。一つは、子供会が大きくなるにつれて、オモニ達が成長してくる。そしてオモニの会で、オモニの会だけでは本当に子供たちの将来を見つめることが出来ない、もっと地域的な、もっと奥に広がっていくものを同胞の中にもつ必要がある。それは、アボジ、子供を持っていない人、老人、青年という地域全体の同胞の組織が必要だということで、“親睦会”というのが出来ています。そういうオモニの会とか親睦会が一定の段階にくるという時期になって、地域の同胞団体との関

係がまずくなるということがあったので、そういうことに対する一つの隠れみよ的なものになるという意味がありました。もう一つは、当時ちょうど解放同盟が建てたつぶしかけの建物があったわけです。それで、解放同盟の中に位置付けられれば大義名分をたてて我々が使用することができるということがあったわけです。この二つの点で、トッカピ子供会は解放同盟の中ではなく、指導、援助という形になっています。

それから、次に大きなこととして、今年の6月に、本八尾市の教育委員会と交渉をして、二つの要求を出しました（これは解放同盟の教育部交渉の中の項目として設けられた）。一つは、市教委として在日朝鮮人教育に対する指針を出すこと。もう一つは、トッカピ子供会に対する資金援助をしる、ということです。結果的には両方とも取ったわけですが、やはりオモニ自身がすべて交渉を運んだと言っても言い過ぎではないと思えるわけですね。実際に僕らが地域の朝鮮人の現状をとうとう話したから行政は朝鮮人教育を援助する、あるいはやらなければならないと理論的に言っていくわけですが、その論理が、その重みとして、市に対して一つのバロメーターとして成立し得たのは、オモニ自身の下からの突き上げ、オモニたちが小さい時から苦勞も切れた事、差別されてきたことに対する恐れ、その苦しみ悲しみを子供たちには受けさせないんだという姿勢を市教委にぶつけたことによって勝ち得たんじゃないかというふう到我々は評価しています。

■ “トッカピ子供会”が克服しなければならない課題

以上のような活動を通して、今トッカピ子供会が抱えている課題を三つ程あげます。一つは、学校教育そのものを本格的に考えなければならないということ。一つは指導者間の体制の充実、あるいは整理です。これは、特に日本人教師の質にかかってきているのですが、彼らとの関係をもっとシビアな方から見つめ直していく必要があるんじゃないかと

討論しています。そしてもう一つは、混血の子供を組織することです。トッカピ子供会はまだ混血の子供を一人も組織していません。それは、むずかしい問題があって、親自身が子供を絶対トッカピには出たくないということがあります。僕らもそういう親の意識を克服していくだけの実践も理論もないということで、今までいれば放置してきたという状況です。しかし、いつまでもこういう状態をつづけていくべきではないし、子供自身にも我々にも問題になってきている以上、もっと前向きな形で混血の子供をどうしていくかということを克服し、混血の子供を指導、組織していく必要があるということです。

- この実践報告は、民闘連全国交流会の教育全体会でなされた、トッカピ子供会の徐和明氏の報告をもとに編集いたしました。編集部

一 大 阪 一

民族差別と闘う諸組織

■ はじめに

大阪は、他地域と比べて、比較的早く民族差別と闘うグループがあって、それぞれ共闘協力関係はありました。そういう基盤があったところへ、朴君の問題がもちこまれた時、各々のグループが民族差別と闘うというならこの問題は避けられない問題だということで一一致して日立糾弾闘争に関わっていくようになりました。そして日立闘争以後、これを発展的に解消させ、民闘連という形ではないのですが、個々のグループが日立闘争を一つの契機として連絡しあう体制を作るようになりました。

現在、大阪で民族差別と闘うグループは、在日韓国人の組織はKCC（韓国基督教会館）教会青年会、教会婦人会等で、日本人の組織は在日外国人の人権を守る会（牧師中心）、

大阪市外国人教育研究協議会（教師の組織で後に大阪市同和教育研究協議会の在日朝鮮人教育部会が統合された）、日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会等があります。

昨年、上記のグループが協力して、韓さん一家に特別在留許可を勝ち取る運動に関わりました。この運動に関わった教師の立場（それぞれがそれぞれの立場に関わったわけです）から言うと、この問題は韓さんの子供が通っている大阪市立小松小学校から持ちこまれたわけですが、小松小学校を始めとする各学校で、韓さん一家の問題を子供たちに教える取り組みをしました。韓さん一家の支援運動は署名活動、仮放免更新日に大阪入管に行く、裁判を傍聴する等をしてきました。このような活動の中から、韓さんと同じような問題を持っている人達やその他広く人権問題に機能的に関わっていく必要性から、知識人、教師、弁護士、教会関係の人達を中心に人権センターを設立するようになりました。人権センターは今まで何回かシンポジウム、集会等を行って来ましたが、詳しくは民闘連ニュースを参照して下さい。

■ “地域研”のとりくみ

在日韓国人・朝鮮人の密集地域である生野区旧猪飼野地域で、同地域内にあるKCCを中心に地域のさまざまな問題を考え取りくむため地域問題研究会（地域研）を作って活動してきました。

地域研は当初、川崎での取りくみを参考に児童手当、公営住宅入居権の問題の署名用紙をもって同胞家庭を一軒一軒訪問していく中で、単に署名をもらうのではなく、地域の問題を発掘していく作業をしてきました。そういう活動を通して、地域内に保育所がたりない、アボジ、オモニが子供の教育に強い関心を持っているということがわかってきました。教育に関して言えば、大阪では教師たちが学校教育の中で本名を名のるとりくみをしています。この本名を名のるということは、親、子供の生活に直接関わるもので、強い関心が

もたれていると言えます。

また、大阪には日本人、韓国人がいっしょになって構成している身体障害者の団体があります。絶対数ではなく、障害を持っている子供がいる確率は圧倒的に朝鮮人の方が高いです。これは未解放部落の人と同じですが、赤ちゃんが母親のお腹にいる時、母親が苛酷な労働をしなければならない事が影響しています。そして障害を持つ子供は保育所に入れません。行政の言い方をすれば「保育に欠ける子供」ということになります。障害を持つ子の母親は、その子を見るために内職程度のことはできても、普通の職につけません。それを行政は「母親が家にいるから保育所に入れる必要はない」といって切ってしまいます。しかし、事実は逆で、障害を持っている子がいるから、母親は働きたくても働けなないのが現状です。それで、障害を持っている子供を保育所にあずけなければ働けなないからなんとか保育所に入れろという闘争、しかも障害児用の施設に入れるのではなく、普通の保育所に入れろ、出来るはずだという闘争を地域研がいっしょになってやってきました。

この他のとりくみとしては、KCCの近くにキリスト教系の“天使の園”という保育園があります。この保育園は保母の絶対数が足りないということで下からの突き上げもあって園長が「韓国人の保母を採用したい」ということで、KCCに相談をもちこんだわけです。そこで、同胞の子供が数多く通うこの保育園の保母との関係もでき、これからというところです。また、釜ヶ崎の活動にも、炊き出し等の支援活動をしてきました。

以上がだいたい地域研の活動ですが、個人的にふり返って見るとき、まだ研究段階の域を出ていないと言えます。これを運動とするには、もっと根をおろした活動をしなければならないと思います。

■ 公教育における取りくみ

大阪における教師による朝鮮人生徒の教育に対するとりくみは、7～8年の歴史があります。この間のとりくみの中で、重要な出来

事として大阪市教育委員会に朝鮮人教育に対する指針を出させたことがあげられます。これは、教育指針の中に朝鮮人教育に関する項目を入れさせたということです。その内容は①朝鮮人生徒に民族的自覚を持たせるよう教育する。②日本人生徒には偏見を持たせないよう教育する。③朝鮮人生徒の進路保障のとりくみをする。これを具体化させるため本名を名のらせるとりくみをする。となっています。私たちは、この指針を一つの武器として各学校で本名に対するとりくみをしています。例えば、中川小学校（全校生徒1,200人～1,300人中朝鮮人生徒430人）の僕のクラスは生徒35人中朝鮮人が16人、混血の子が1人いますが、全員母国語発音の本名を使用しています。子供に本名を名のらせるといことは、いろんな問題が起ってきます（このことは教育分科会で話しあいたい）。そういうこともあって中川小学校では40数%の朝鮮人生徒が本名を使用しています。まだ40数%と言えるでしょう。

また、大阪市全体で平均4%の割合で在日朝鮮人生徒がいるわけですが、在日朝鮮人生徒が少数の学校でも本名に対する取り組みがなされていますし、また、なされなければならないと思います。これは他の地域でも言えることですが、本名に対するとりくみの必要性は、在日朝鮮人生徒の数の大小の問題ではありません。むしろ問題の深刻性から言うと小人数ゆがめられていると言えます。ただそのゆがみが教師には見えないというだけで、その意味では小人数ほど、本名に対するとりくみは重要だと言えます。

大阪での具体的に本名が使用できる状況のとりくみは、教材作りがあります。社会科では朝鮮を正しく教えるための歴史教材を作ること、国語では朝鮮の民謡、文学作品を教材化すること、音楽では朝鮮の歌をうたったり、チマ・チョゴリで踊ったりするとりくみ等です。私たちは他の教科でも具体的に教材を作り、それを使うことをしています。この教材作りによって、「教育指針はわかる。朝鮮人教育の必要性もわかる。では、どうす

ればいいのか。」という教師（甘いですけど）もいっしょに朝鮮人教育をやっていけるようになりました。

教育指針が出るまでは、朝鮮人教育はいらないと公の場で言う人がいましたが、指針が出たことによって、公の場でそういうことを言う人はいなくなりました。しかし、口には出さないけれど、認識の中でそう思う人は多くいます。そういう教師をどう変えていくか、そういう教師の下にいる子供をどうするかが課題になるわけですが、そのことに関しては生徒用の副教材で“**사람**”（サラム、人の意）を作ったり、解放教育の副教材“**にんげん**”の中に小学校5・6年、中学生用に、関東大震災や朴鐘碩君の手記を入れるなどのとりくみをしました。これらの副教材は無条件に子供達全員に無料で配布されるわけですから、教師が副教材を用いて教える教えないにかかわらず子供たちは読むことができるわけです。実際、子供たちは、最初にそこを読んでいきます。教師に言われなくてもそこを読んで、関東大震災ではこういうことがあった、今も朴君のように就職差別があって、それと闘って勝ったということを知るようになります。

これらの活動においても、日本の学校、日本人教師の限界が見えてきます。それは、在日朝鮮人生徒は日本社会の大きな差別構造の中で、自分が朝鮮人であるということを知っていくわけです。その知り方は、決して前向きなものでなく否定的に知っていくわけです。そしてどうなるかという、朝鮮人であることを隠そうとしたり、朝鮮人から逃げようとして、自分を朝鮮人として生んだ父母をうらむということがあります。実際大阪でもそういう子が多くいます。そういった民族の知り方を変えていく意味で、これは桜本保育園のとりくみから教えられたわけですが、教育体系の中で幼児教育、保育園から在日朝鮮人教育をやっていかなければならない。それも出来るだけ在日朝鮮人教師による教育をやっていかなければならないということが見えてきます。大阪ではそういった視点から、

数年前に保母、小中高の教師、看護婦の資格の国籍条項の撤廃を勝ち取っています。それで今年も小学校の教諭として2人入っています。昨年度も小学校の教諭として入った人がいますが、これらの教師が生徒の前で本名を使って、自分が朝鮮人であることを出してやっています。同様に保育所でも在日朝鮮人保母がそういう形でやっていて、日本人保母といっしょにとりくんでいます。この保育園、小学校低学年のとりくみは、在日朝鮮人子弟が、大きな差別構造によってゆがめられる前に、ものごころがついた時から正しい民族意識を養い、本名を使って生きられるようになります。このとりくみは始めたばかりで、まだ予測の域を出ませんが、ものごころがついた時から本名を使っているから、本名で生きるということは自分は朝鮮人であるという主体を同時に持つものであるから、前向きに生きるしかないわけです。そこで、学校教育の中で、その子を支える知識だとかグループを作っていく。そのために可能な限りの考えられる限りの資料、教材を作っています。その教材が間にあうと子供用として、問にあわなければ教師用として使っています。その中で教師たちも研修会を持つなどの関わり方をしていきます。

そういう形でやりきっていくと、まず子供が変わっていきます。子供が変わると、教師も変わり、親も変わります。私達が家庭訪問をして、本名等朝鮮人教育の問題を出していくと、親は「是非やってくれ」という人もいれば、「そんな必要ない」という人もいます。しかし、やりきっていくことによって、確実に親は変わっていきます。

以上、不十分ですが大阪のとりくみを報告しましたが、組織的な面からいうと、大阪では、これらの取りくみは民闘連という組織で動いていません。しかし民闘連をいっしょにやってきた組織が、各組織、各職場、各地域で、自分の生活の場でやっています。

・大阪の実践報告は、民闘連全国交流集会

の全体集会でなされた。各地の運動報告の中で大阪市立中川小学校教師の館宗豊氏の報告をもとに編集しました。

編集部

一 兵 庫 一

兵庫民闘連実践報告

■ 経過

A, 対尼崎市差別行政撤廃闘争 (略)

B, 兵庫民闘連結成集会 75, 7, 27

①総会参加同胞団体によって韓国人会結成。＜在日大韓基督教武庫川教会, 同青年会 尼崎在日同胞の人権を守る会, KCC, 在日朝鮮韓国人大学教員懇談会＞

②守る会が中心となって日本人部会との話し合いを継続してきた。兵庫・尼崎という地域性もあって(それ以外?)常時参加できる団体は限られている。

■ 活動

A, 対尼崎市差別行政撤廃闘争 (略)

B, 地域教育

①うさぎ子供会

- ・毎週土曜日・サマーキャンプ・ソフトボール大会
- ・小中学生参加(日本人子弟も含)・将来的には学童保育へつなげたい。

②うさぎ子供会学習塾

- ・76年2月開始・地域保育園をかりる

③サマースクール(7・21~7・27)

- ・地域同胞子弟へ夏休みを利用した民族教育

■ 課題

A, 同胞の人権を守る会の位置付け

①地域での教育活動等の諸運動をすすめる上での核として,あるいは責任の所在として

②地域で活動する我々同胞,青年どうしの生き方の在り様の相互追求の場として

B, 同胞の人権を守る会の脆弱性と強化

①一定の組織や綱領の下で保障されたり,

結集して来たのではない。人的・物質的な弱さを克服する必要がある。②そのひとつの重大な課題として＜行政闘争＞がある。民闘連としての今日までの様な総花的な闘いではなく,地域のアボジ,オモニからの即時的要求を文字通り,同胞の力量を組織する形で行う必追。(校庭開放)(地域児童館)(行事援助)等。③我々の様な地域活動をする全国の仲間は,まだ微少である。それが故に将来の運動の強化に向けて,各地の活動する者,あるいは組織の恒常的な横断する連絡体制を急ぎたい(経験交流・視点整理)

C, 日本人(部会)との共闘

①主に二年に亘る行政闘争で果して来た両部会の運動の総括。②“民闘連運動”のイメージ化と,それに関わる(日本人との共闘)我々の基本姿勢を明確化する必要。③現段階で我々(兵庫)はないが“民闘連運動”の中で理論面でも行動面でも依拠しあえる所に達していないと言える。一日もはやく“民闘連運動”のイメージ,目指す所を明らかにし,我々人権を守る会としてもその“民闘連運動”に参画出来る同胞の結集体としたい。

■ 尼崎における教育実践

私たち尼崎・在日同胞の人権を守る会は現在,子供会一塾活動を自らの存在をかけた中心的な課題として取り組んでいる。その名称も最近ようやく《うさぎ子供会学習塾》と名づけられた程の未熟なものであるが,当事者としてふりかえてみれば,それなりの曲折を経てきたことに深い感慨をもつ。一方,当然のことながら現状を決して満足すべきものにとらえることはできず,今後なお幾多の問題をはらんでいることを自覚しないわけにいかない。

1. 出発

①民族的主体性の確立をめざして

私たちが尼崎・在日同胞の人権を守る会として発足したのは日立闘争の中で結集した＜朴君を囲む会＞の日本人・韓国人会を基礎として尼崎市当局に対し,行政上の民族差

別を撤廃させる運動を開始したことに直接起因する。この行政闘争は市営住宅への入居権児童手当の支給等において在日朝鮮人への制限撤廃を求めるものであるが、何度かの交渉を経て、昨年5月9日～10日にわたる交渉を最大のヤマ場とし、一定の成果を収めることができた。これについては川崎をはじめ各地の多大の協力を得たことが私たちにとって大きな励ましとなったことを思いおこしつつ感謝する。

しかしながら、児童手当支給についての説明会に集ってきた同胞数はきわめて少なく、対市交渉のはげしい雰囲気にくらべずこぶる低調なものとなった。支給をうけることについての実質的な成果は市公報その他の手段を通じてかなりいきわたったのであるけれども運動と同胞とが十分につながりえていないということは、あらためてその質を問いかえさざるをえなくした。

私たちの運動は観念的なものでもなければ運動それ自体を目的にするものでもない。同胞の生活と密着し、在日同胞の生き方を考えるものとしてなければならなかった。というのも個々人が己れの生活の在り様を真面目に考えようとする故に運動への接点をもち、関ってきたからである。とすれば、そうした問題意識を同胞社会に投げかけることこそ私たちの本当の主題とならねばならない。在日朝鮮人の主体性をいかに求め確立するかということがあらためて提起されたわけである。このような展開を経て、運動それ自体ではなく、同胞との接触の中に自らの基盤を求めるべく、従来からの懸案であった地域活動に行動の軸を移していったのである。

②日本人と真の連帯を求めて

また行政闘争を通じて私たちは日本人との連帯ないし共闘についても多く考える必要のあることを痛感した。それは行政闘争が“理解する”日本人の協力・支援によって“わかっていない”日本人（行政）の不当性を訴えるというパターンを末だ脱していないのではないかという危惧であった。一つには前段とも関連するが、日本人との共闘がつまるとこ

ろ自らの非力を前提にしての“依存”ではないのかという反省である。依存することによってしか運動が成り立たないとすれば、その中で私たちは無力感をつのらせるばかりである。日本人の支援は当然なくてはならないしまた、あったからこそ一定の成果も得たのではあるが、そうした支援を得る前提となるべきは、自らの非力さではなく、むしろ自律的な力を養い蓄えることでなければならない。そうでなければいかに主体性確立を叫んでも空文句であり、日本人との対等な関係も築くことができない。

二つめとして日本人を“理解ある者”と“わかっていない者”とに区分することが果してどれほど意義があるのかということである。卒直にいうならば“理解ある者”が実際どれほどの“理解”であるのかという問題でもある。もし私たちの要請がある故に“協力”しているのだとすれば、逆にいうと要請がなければ“協力”もないことになる。それでは例えば児童手当獲得といった運動の回転軸が鮮明なときはよいが、具体的な獲得目標が見えにくいときには自然に退調をもたらすだけである。一方、“わかっていない”日本人に対して私たちは対決し背を向けることを決して望むものでない。そういうことができるはずもないのであって、私たちはありとあらゆる日本人にとりかこまれた中で生活しているのである。私たちは同胞社会においてと同様日本人を色分けすることに熱心であってはならない。地道な接触の積みあげによって信頼関係を築いていくことが必要なのである。

■ 地域の状態

こうして地域に根ざした取り組みを考えようとしているとき、ある同胞から子供の勉強をみてやってほしいとの要望が出され、塾活動が開始されたわけである。

尼崎市は人口約50万人に対し、同胞は約1万5千人と高い比率を示している。生活環境も少しでも雨が降ればまっさきに浸水するような劣悪な条件である。

私たちがいま活動の基盤としている地域に

ついてみれば同胞世帯数約80戸、地域内に朝鮮初級学校および総連の分会がある。山陽新幹線が地域内を走っているが、この工事によって立退きを余儀なくされるまでは沖縄出身者の多い地域でもあった。同胞数はもっと多かった。この地域のいま一つの特徴は阪神医療生活協同組合の存在である。この医生協は地域の実情を反映して多くの同胞を組合員として擁しており、その活動が同胞の生活実態に直接ふれないわけにいかないという現実があった。逆にみれば医生協を介在することによって地域住民および同胞との信頼関係をもつことができるという有利な条件があった。先述の同胞の要望というのも実はこの医生協への信頼感が後盾になっていたといえて差支えない。

■ 塾の現状

塾が開始したのは2月末である。当初は教師陣といえるほどの体制もなく、教室にしてからが地域の会館を気がねしながら使用するという不安定な状態であった。けれども学習日程を定めることによって教師陣をしだいにととのえ塾としての形態をととのえていった。基礎的な学力保障を主眼にしての出発ではあったが、中学2年生が“I am a boy”をわからないという事実と直面して、あらためて先行きの困難を痛感しないわけにできなかった。(最近塾にくるようになった中2の男子はabcさえも十分に読み書きできなかった)私たちは学校の進度にあえてこだわらず理解できる個所から学習をすすめている。

現在、塾にきている子供は小学校1年から中学2年まで17名であり内訳は韓国人と日本人の比は8対9とほぼ同数である。一方、教師陣は韓国人9名、日本人2名で、その内訳は労働者5名、勤労学生2名、学生3名、無職1名である。基礎学力の保障を基本的な課題にしている以上、学生の力に期待するところ大であるが、これまでのところとりわけ勤労学生の自己犠牲的な活躍がめざましい。学習時間は小学生は週2回、中学生は週3回

として行っているが、中学2年生に対しては更に一回特別補習を行っている。場所は医生協ともつながりの深い保育園の協力によって安定するようになったが、これも十分満足のいくものとすることはできない。

■ 子供会活動

一方、毎週土曜日の午後を子供会活動の日と定め、遊びを通じて互いの理解を深めるべく努力している。これまでのところ小学校低学年を中心にして野球などを多くしている。こうした活動の一つの結果として、全く関係のない地域の行事にも自然と子供会のメンバーが一体となって行動するような雰囲気が生まれてきている。家庭訪問等を通じてわかったことであるが、父母の立場からは学力保障もさることながら、学童保育としての意義を積極的に評価しようとの印象をうける。

夏休みを利用した特別行事としてサマースクールおよびサマーキャンプを行なった。サマースクールは近隣の小学校の教員有志との協力で7月21日～27日の短い期間ではあったが、28名が参加し、クゴ(韓国語)・歌などを中心に民族意識を植えつけるのに一定の前進をみることができた。準備面の不足や教材・教師の不十分さなどもあって、次回への反省点も少なくないが、子供の側の期待および欲求が予想以上に大きいことを知った。キャンプは7月31日～8月1日の一泊二日、和歌山県日ノ岬でおこない。子供会14名、教師陣9名、保護者一名が参加した。晴天にめぐまれたこともあって、十分に楽しさを味わうことができ、これをもって今後への信頼関係のある程度確実なものとしたといえてよい。

その他の活動としては、サマーキャンプのスライド上映、ピクニック、ソフトボールを行っている。

■ 問題点

このようにして《うさぎ子供会学習塾》はしだいに充実しつつあるかのようにみえる。しかしそれは全く何もないうところから一つの

形あるものをうみだしたいという程度のものであり、むしろこれからが、本当の存在意義のみせどころということになる。その意味で今後に残された問題点も多い。箇条的にもとめてみる。

1) 子供および教師の数をふやすこと

塾の性格上できる限りマンツーマンの指導体制が望ましいが、そのためには教師が十分にいてはならない。地域の中からは自分の子も行かせたいとする声があるのに応えきれない状態ではいけない。教師が労働者の場合、時間的な制約を多くうけるので、とりわけ学生の参加が切望される。また多くの、さらに多くの子供が参加できるようすべきである。

2) 生活指導の面で信頼関係を確立すること

学童保育としての性格をもっている以上、人間的なつながりをもっと重視しなくてはならない。塾に対して消極な子や、卒直に勉強がキライやという子供に対して学校でやられているようなパターンが再現されてはならない。個々人との具体的な話し合いが必要である。

3) 父母および学校教師との連携を緊密にすること。

地域全体の運動として発展させるために、父母の横のつながりが必要である。(たとえば父母の会) また教師と連絡をとりあって指導の密度を濃くしなければならない。

4) 民族的自覚を高める場としての発展

現在ほとんどが本名できているが、在日韓国人の歴史や生活実態について話しあったりいっしょに考えたりする機会はまだきわめて少ない。また子供の中に未解放部落出身者の子供もいるが、その理解もできていない。塾や子供会をただ楽しいだけのものに終わらせてはならない。

■ 展望

このような問題を解決するために切実に望まれることは人材および場所の確保である。各人がいかに熱意をもっているとしても昼間に勤務している立場としては、行動時間のワ

クが非常に限定されており、子供たちとの接触の機会も少ない。まして父母との接触となればよほど十分設定しなければ困難な状態にある。このことから人的な課題としては、昼間に可能な限りフルに動ける体制をつくり出すことである。より具体的にいうなら塾および子供会運営の専従者である。今すぐそれを望みえない現状下では多くの学生の参加によって補っていきたい。

場所については、現在保育園の協力を得て一応安定しているが、なお不便さは否めない。また図書などの備品についても意を満すことができない実情である。さらに学校の運動場を恒常的に使用したい旨申し入れているが未だ実現していない。このため児童公園を子供会活動に利用しているのが不便をかこっている。

これと別に重要なことは、十分な計画性をもつことである。活動を大きな全体的な計画の下に設定しなければならない。今年度開始したばかりということで試行錯誤を余儀なくされているが、やはり一年間を通しての目標とその実現のための方途をもつことが大きな課題である。たとえばサマースクールにせよキャンプにせよ単発的なものに終わらせるのではなく、前後の連関性を高めねばならない。行事の意義づけをそのつど徹底させていくというのも大切である。同時に子供たち個々人の状態を的確につかんで、具体的な対応をしていかなければならない。

今後の方向性として考えねばならないことは、この子供会をより大きな地域の同胞運動として発展させることである。いいかえれば地域の青年、父母をまきこんだ同胞全体の運動として広げていくことである。現在、徐々にではあるが、地域の中でうまれつつある信頼をあくまで生かしていかななくてはならない。

そのための第一歩として、何よりも<人権を守る会>を強固にしていくことが必要である。

■ 日本人への要望

最後に、日本人への要望というならば

この取り組みをたんに“韓国人グループがしていること”として傍観視すべきではないということである。私たちは自らの主体性を問う中でこの子供会活動を行うようになった。その限りでは“支援”ということばの下に安易に乗っかかってくるとしても大いに困惑せざるを得ない。そんなことを決して望むものではないが、それでは日本人は自らの主体性にもとづいて何をしようとしているのか、明らかにすべきではないだろうか。塾には日本人の教師もおれば子供もいる。地域活動たるゆえんである。彼らに対して日本人部会としてどのような理解をもつのか重大な課題であると思う。

何度もいうように私たちの歩みはまだ緒についたばかりであるが、それを未熟さの口実にするわけにはいかないであろう。大いなる希望をもって着実に前進していきたい。

（文責 尼崎・在日同胞の人権を守る会）

■ 行政闘争の現状と問題点

民族差別撤廃のために、尼崎市行政との直接集団交渉を契機として韓国人・朝鮮人と日本人の団体を糾合して兵庫民闘連を設立した。

児童手当獲得後、行政の基本方針と総合施策の確立を求めて、第二期行政闘争を展開している。

一方、たんなる交渉団体から脱皮して地域運動への発展の一つとして韓国人部会を中心に地域教育運動をすすめており、また関連する日本人教師のなかには韓国人・朝鮮人児童を集めて、夏休みにサマースクールを行ってきた。

（１）尼崎市との交渉経過

・ 1974, 10, 17

尼崎市に公開質問状提出

・ 10, 31

市、文書回答「地方自治法では国籍を問わず住民として取扱う。しかし、日本人とは同じ立場におかれていないことも事実なので、人道的に努力する」

・ 11, 8

第1回交渉 「人道的」 → 「差別行政撤

廃に努力」と訂正

・ 11, 29

第2回交渉 公営住宅入居、児童手当、来年度予算化約束

・ 1975, 4, 17

第3回交渉 児童手当の差別支給（3月市議会可決）の追求

・ 5, 9

第4回交渉（徹夜交渉）「児童手当同等支給」9月市議会提案を約束させる。

・ 6, 13

第5回交渉 市の基本姿勢追求、局長出席せず

・ 6, 16

市側交渉拒否、「基本姿勢は回答ずみ。局長出席しない」

・ 9, 6～9, 13

児童手当完全支給要請街頭署名

・ 10, 17

交渉申入れ（文書）「局長以上の出席による基本姿勢の明示」

・ 10, 27

直接局長に抗議「11月上旬回答したい」

・ 11, 10

市、文書回答「市の基本姿勢は昨年来のべてきたとおりで、意を用いて対応するので交渉の必要はない」

・ 11, 13

市、幹部研修会（市内部で）

・ 11, 28

市側より「交渉ではなくて説明会なら行う」

・ 1976, 1, 30

第6回交渉、文書確認「民族差別の実態については、今後とも認識を深め、具体的な問題については今後とも貴協議会（民闘連）と話し合ってまいりたい。

・ 1, 30

民闘連、要求書提出（交渉席上）①総合担当部局の設置、②双方の協議による基本方針の樹立、③啓蒙、実態調査

・ 5, 10

第7回交渉、市側回答「基本方針は今まで

のべてきた通で、さらに認識を深め、それぞれ原局があたる。原局で明確にならないときは、市長部局と企画調整局の話し合いですすめる。総合担当部局の設置、実態調査については当面考えていない」

・7, 6

第8回交渉, ④市報「あまがさき」(全戸配布)に毎月5日号「民族差別をなくすため」(仮題)で連載する。1200字程度(若干増も可), 9月より約25回(2年間ぐらい), 市側が書くことを原則とするが, 双方の協議による。⑤局長出席による「定期懇談会」を開催する(市側提案)「卒直な話し合いの場として, 前向き施策の一つとして理解してもらいたい。交渉をさけるつもりはない」(民間連側一応受け入れる)

(2)第二期行政闘争について

- ①第二期闘争という意味は, 話し合いルートが確立されたことと, 総合施策の樹立という段階にきていることからである。
- ②総合施策の要求という幅広い, 抽象的な闘いに對し, 当面, 市報連載に對し, 書かせるための運動をつくり出していくこと, つまり「総合」ということを具体的に明らかにさせ, 日常のなかで見えてきたものを行政闘争としてぶっつけていくこと。
- ③行政交渉がもたつき, 要求獲得の成果がはっきりしない闘いは運動側に疲れがでやすい。従って, これからは, 地味で粘りづよい, しかもひきさがれない闘いがより要求されること。
- ④行政闘争 → 地域への運動定着という直線的な形としては, 実際にはあらわれにくい。むしろ形をかえてあらわれる面やとりくみの意義を自らの課題としていく闘いとなること。
- ⑤行政闘争を約1年前進めてきて, 民間連運動としてどれだけ意識化し定着化させてきたか。とりわけ, 韓国人・朝鮮人と日本人との共闘について内実ある運動となっているかどうかを問い直しながらすすめていか

なければならない。しかし, 交渉参加者の減少, 実際動く団体が少ないこと, また日本人側としても交渉動員の域を出ず, 日本人として担うものが具体的に出し切れていない弱さなど克服すべき問題点も多い。

(文責・兵庫民闘連)

分科会報告

教育全体会

司会者 朴 世一(川崎在日同胞の人権を守る会)

中原良二(兵庫民闘連日本人部会)

報告者 申 英子(尼崎在日同胞の人権を守る会)

参加者 韓国人39名, 日本人62名

教育全体会では, 地域や公教育で取りくまれている在日朝鮮人教育の実践報告が行なわれ, 「地域における民族教育」分科会, 「公教育」分科会の討論にむけての問題提起の場とした。

まず, 桜本学園の日本人教師会から「川崎の桜本, 池上地域における取り組みの母体ともいえる桜本保育園の7年間の取り組みに日本人が2人関わっていて, この中から現在の日本人と韓国人との共同闘争が生み出された。しかし, ほとんどの日本人が桜本学園に関わり出して数ヶ月ということもあり, まだ韓国人の運動の手伝いという意識があったり, 日本人という意識の希薄なところで韓国人青年の運動に入ってきたため, 疎外感や反発から負の意味での日本人意識を持つという現状がある。しかし実践の中で, 日本人の子供たちに, 低学力やそれを生み出す環境があることを知り, 日本人は日本人の子供に関わっていかねばならないと自覚するようになった。

今後、日本人の主体と活動を確立していく中で韓国人との共同闘争を作っていく。そういう意味で「ロバの会」が共同作業の模索である。」という報告がなされた。

つづいて、関東における公教育の民族差別との取り組みについての報告（関東民間連実践報告参照）、八尾トツカビ子供会の実践報告（各地の実践報告参照）の後、大阪の地域研から「KCCの運動が在日韓国人の生活に直接関わる問題に取り組んで来たにもかかわらず、ボス交等によって単なる「物取り」に終ってしまったんじゃないかという反省がなされ、同胞の現実により深く関わっていくためには、地域同胞の現実を知らなければならぬという認識から『地域研』が生まれ、家庭訪問等の活動をしている。今は、同胞子弟が90%もいる保育園が建国記念日に日の丸の旗を作らしている事を問題化している。」という報告がなされた。

その後、尼崎「うさぎ子供会」の報告（兵庫民間連実践報告参照）があり、つづいて桜本学園の韓国人教師から「日立闘争の教訓として、地域において具体的な差別状況に関わっていくことが確認され、具体的な取り組みとして桜本学園が創設されたが、子供や親との関わりの中から、いろんな問題が見えてきて、地域に根をおろすということが観念的なものでなく具体的な問題提起として現われた。そして、家庭訪問を通して学校や家庭との関係が浮きぼりにされ、子供を見まもる体制をどう作るのかという問題意識からロバの会、桜本学園等の取り組みがなされている。しか

し、今なお、保育園を卒園すると日本名になっていく子供の問題があって、それは単に子供の問題としてではなく親が『やっと本名から解放された』という意識の問題としても出て来ている。我々は、この問題を通して、子供に日本名を強要する現実と闘っていくかねばならないことを再確認するとともに、本名を名のらせることを子供会あるいは学園、家庭、学校の現状を見極めた上で進めていくことなく、形式的に取り上げるならば逆に子供を殺していくことになる。」という報告及び問題提起がなされた。

最後に、「子供を見守るオモニの会」より、実際に子供を学校や学園に送っているオモニの立場から、報告と共に要請がなされた。この中で特に学校の教師に対して、子供の問題、本名の問題、教育内容の問題、教師の姿勢の問題に関して要望が出された事は、公教育に取り組む教師に示唆に富んだものであった（関東民間連実践報告参照）

以上の報告と、特に「子供を見守るオモニの会」からの「教師への要望」をもとに、「公教育における取りくみ」分科会に（イ）在日韓国人・朝鮮人の子供を前にして「民族性の回復や、民族差別に敗けない主体づくり」の意味、特に本名を名のらせることの意味、（ロ）進路保障への取りくみ、（ハ）「日本人の子供たちの差別意識の克服」及び「見えない日本人に見える日本人へ」の取りくみ、（ニ）教育での日本人、在日韓国・朝鮮人の共同作業、共同闘争への取りくみ、の4点を討論の柱とすることを確認して分科会を終えた。



地域における民族教育

司会者 金 義晴（尼崎在日同胞の人権を守る会）

朴 世一（川崎在日同胞の人権を守る会）

報告者 姜 博（ ）

参加者 韓国人30名、日本人8名

地域における民族教育の分科会には、八尾「トッカピ子供会」、尼崎「うさぎ子供会」、川崎在日同胞の人権を守る会、子供を見守るオモニの会、桜本学園教師、地域研、大阪中川小学校教師からの参加者によって、午前中の教育全体会の報告をもとに討論がなされた。

■本名を名のることの意味の共有化

まず最初に問題提起の意味も含めてトッカピ子供会から報告がなされた。それは①3年間の子供会活動を通して、関わっている教師のあいだに地域の中に根をおろさなければならないことが確認されていること。②地域における民族教育とは、子供たちと生き方を共にするという事と不可分であるという認識から、地域出身の教師が必要であること。③3年間の活動の成果として、子供たちによって家庭が変わっていったという事実。これは、子供たちはすでに三世で、民族教育を受けていない二世のアボジ、オモニがいるという現状の中で、子供たちが朝鮮語や朝鮮の歌等の民族的素養を身につけると、アボジ、オモニを通りこしてハラボジ（祖父）、ハルモニ（祖母）との親近感を増していっていること。④地域における民族教育ということを考える時、例えば本名を名のること一つとっても、子供会における本名使用、即ち、子供会で本名を名のることの重要さを教えられた子が、本名を名のることによっておこる学校での問題、家庭での問題にまで深く関わっていかなければならない。

この報告をうけ、ロバの会の方から保育園、あるいはオモニとの関係について話がなされ、ロバの会は川崎市の依託事業としての学童保育であるということで、桜本学園や保育園と比べ特殊性を持っていること、保育園のように公的ではないが、地域との密着度は高いということがあげられた。しかし、子供との関係においては、今年の4月からロバの会が始まったということもあって、子供たちが本名と日本名を使いわけをすることや、ロバの会で本名で呼ばれている子が学校でロバの会に来ている他の子供から本名で呼ばれて泣き出したということを知って、学校や家庭との関係が見えてきた事が話された。そして、地域により深く入っていくために、オモニだけでなく、アボジとの関係、アボジが子供の教育をどのように考えているのか、我々の運動をどう見ているのかということをとらえることなしに本名の問題やそれに付随するいろいろな問題を進めていくことができないということ、同時に教師たちが本名の問題をどのようにとらえているのかということを引き上げに持ってきた問題点として話された。

この他にウサギ子供会の状況等が話される中で、共通した問題点として、子供たちが子供会で呼ばれている名前と、家庭あるいは学校で呼ばれている名前の違いがあることがあげられた。そして、このことを通して、本名を絶対化してただ本名を名のればよいというのではなく、本名を通して子供がおかれている状況をも見ていかなければ、本名の問題が子供がおかれている差別社会と切り離してとらえてしまうという過ちを犯すということが確認された。

■子供に民族をどう教えていけばいいのか

討論の後半は、各地域で行なわれている取り組みの中から具体的な問題点を出しあって討論が進められたが、関わっている教師のあいだで、環境、状況、あるいは経験の差があって民族教育をどう進めるかまで高められなかった。

しかし、討論を進めていく中で、次の三点

が共通点として出された。

I 子供たちを目の前にして、朝鮮の歴史や朝鮮と日本との関係を教師がどのように教えていくのかということを確認し、カリキュラム化していかなければならない。

II 朝鮮の歴史を教えるのに、今までは、朝鮮民族はこういうことをされた、日本にはこういうことをされているんだ。だから卑下する必要もないし、恥しがる必要もないという否定的な教え方をしてきたが、そうではなく、我々の民族は今までこういう侵略、抑圧の中で、こう戦いぬいて来たんだというように肯定的に歴史を教えていかなければならない。そのことによって子供に自信を植えつけ、自分もその戦いに連なるんだという自覚をもたせなければならぬ。

III 地域の政治的な団体との関係に注意する。国旗や国歌を教えるのは、むずかしい面もある。

■克服しなければならない問題

以上の討論は、本名が中心に話されたが、一体自分たちが民族教育とはどういう教育なのか、日本という差別社会、特殊な地域における在日朝鮮人にどう教育を受けることが民族教育なのかということに対して、むずかしい問題であるが、最後まで解決されなかった。このことは、例えば混血の子供に対してはどういう教育が必要なのか、帰化した子供にはどう教育をすればいいのか、積極

的に日本人化しようとする子供にはどうしたらいいのか、という問題を糸口として進められ、また実践とも合わせて深めていくべきである。

■反省点と確認点

民闘連の集会の中で、地域における民族教育という分科会が設定された中で、我々がなぜ集まっているのかということの確認、そして集会、討論を行うことによって、次のステップをどう出していくのか、という話までいかに、それぞれの取り組みの報告に終わってしまった。

また、低学力、非行の問題に具体的に関わっている教師の悩みをどう処理していくのかという話し合いがなされなかった。このことは、具体的な取り組みをしていない人たちと問題を共有化できなかったことにもなるのではないだろうか。

本名についても、それに対する具体的なそれぞれの意見はあったが、本名を名のれないということが、子供をゆがめ、殺し、疎外感をつのらせている現実を前にして、本名を名のれと言うことがある段階に達した地域の取り組みにあっては強制していいとか、あるいは子供の状況を見て、それによつては強制してはいけないという討論を一つ見ても、我々は本名という一つの具体的な問題がこの運動のすべての問題を含んでいるということをあらためて確認した。



公教育における取りくみ

司会者 鈴木良介(池袋商業高校教諭)

三浦泰一(県立川崎高校教諭)

報告者 徳見 孝(横浜市教職員組合
「人権と民族」分
散会)

参加者 韓国人9名、日本人54名

「公教育における取りくみ」の分科会は、子供を見守るオモニの会、桜本学園の韓国人・日本人青年、教師、学生、労働者等の参加によって行なわれた。

午前中の教育全体会における子供を見守るオモニの会よりの「教師への要望」を受けとめるべく、用意された4つの討論の柱(イ)在日韓国人・朝鮮人の子供を前にして「民族性の回復や、民族差別に敗けない主体づくり」の意味、特に本名の名のらせることの意味(ロ)進路保障への取りくみ(ハ)「日本人の子供たちの差別意識の克服」及び「見えない日本人を見える日本人へ」の取りくみ(ニ)教育での日本人、在日韓国・朝鮮人の共同作業、共同闘争への取りくみについてのうち、(イ)と(ロ)を中心に論議は進められた。五つの実践報告にひき続いてなされた討論は、必ずしも活発なものではなかったが、桜本における地域実践に呼応して参加し、自分たちのことをさらけ出してくださった桜本中の3名の先生の参加を得ることによって、地域実践との関係から見ても、本交流集会の大きな意義を見出しえた。

■実践報告

交流会は、参加団体からの実践報告をしてもらい、それを4つの討論の柱の中からとらえ返していった。

実践報告は、横浜・市沢小学校の山本氏より「在日朝鮮人・韓国人子弟の実態調査について」、東京・豊昭学園の石垣氏より「日朝高校交流から何が見えて来たのか」、川崎・

桜本学園の木村氏より「桜本学園日本人教師会実践報告」、川崎・桜本中学の西川氏より「いま中学校では」、尼崎・園田東小学校の北川氏より「尼崎サマースクール」の五つがなされた。

このうち、川崎・桜本中の西川氏から「桜本中学は、池上、桜本を学区に持っていて、空気も悪いし環境的にはいいところのない中学校である。生徒の15%が在日韓国・朝鮮人であるが、今まで学校内では民族の問題はむしろタブーであり、教師の中で話に出ても発展的な話し合いにはならなかった。ある在日朝鮮人卒業生は、在学中はこれでも子供かという荒れようだったが、卒業後訪ねて来る時には夷におとなしい。夢を持つことができない状況の中で、朝鮮人として自覚することによって変わっていったのではないか。教師として無力さを感じざるを得ないが、朝鮮人生徒が夢を持ち、それがかなえられる社会を作っていきたい。桜本学園では本名で学んでいる子供でも、学校では本名で呼ばれることを拒否する。教師の間で4月から学習会を始めたばかりである。」という桜本中学の情况や、教師としての悩み等が報告された。(他の報告は、それぞれの実践報告の頁参照)

■指摘された問題点

実践報告に続いて討論がなされたが一つ一つの発言がまとまった形でなされたので議論が白熱化することはなかったが、主要な発言をまとめると、

「国際的平等をタテに日本人と同じように扱うという同化教育方針を持っている行政に対して、本名をいかに名のらせるかというばかりでなく、日本の公教育を問い返していく理念、世界的な歴史的展望を持って教育委員会を説得できるような理論を確立していかなければならない。又、なぜ同化はいけないのか、なぜ人間をだめにするのかということについても、はっきりした理論の確立が必要である。それには、前世紀までの帝国主義の論理は、強い者が弱い者を統合していく統合の論理、同化の論理であり、そのような日本文

化の価値体型が他民族を苦しみに投げ込んだという歴史的認識が必要である。

民族的自覚を持つということは、人間としていかに他者との関係を作るのかという主体性の確立である。日本人の問題としてみれば、日本人が他者を受け入れることができるだけの主体性を確立できるかという問題である。

問題は、特殊な在日朝鮮人問題としてあるわけではなく、人間を人間たらしめるためには、基本的には日本の教育そのものを問い返していくことが必要である。言い換えれば、在日朝鮮人子弟の民族教育を考えるということは、日本人が自らを解放するためにも必要なことである。」

また、川崎のオモニからは「単に、教師と目の前にいる生徒の関係としてコチヨコチヨやっても何にも変わらない。教師としては、日本人として自分はどう取り組むのか（生きるのか）という姿勢を持って欲しい。それを子供たちの前にさらけ出すことによって、日本の子供たちは変わっていくのではないか。そして、そういうふうに変った日本の子の友情に支えられて、韓国の子供たちは韓国人としてやっていける。」という発言がなされた。

これに対して、大阪の教師は「日本人にとって、朝鮮人の子供のための教育であるとの意識が強いのではないか。教師が、日本人の一人の人間としてどう生きていくのかをもっとつめていくべきである。『本名を呼んだら学校には来ない』と朝鮮人の子供たちに言わしめているのは日本の社会である。それを変えていこうとする子供を育てるのが教師の責務である。一方で、朝鮮人の子供には『歯を

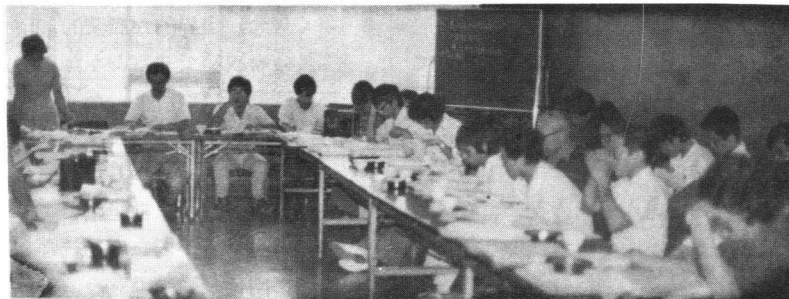
くいしばって生きて欲しい。あきらめてはダメなんだ、泣いているだけではダメなんだ、闘えば勝てるんだ』と教えてやりたい。そして、そこで本名を呼ぶということは、本名を隠してしか生きていけない子がどうして差別と闘っていけるのかということとしてある。そして、それを支えていける日本人の子供を育てていかなければならない。」という発言があった。

また、「教師自身が自らの弱さを知ることが大切だ。カッコいいばかりでなく、弱さを子供の前にさらしていくべきだ。自分も弱いでも、だからこそ、一諸にやっていこうという姿勢こそ必要ではないだろうか。」という意見もあった。

■分科会を終えて

関東における日本人教師の前には、在日朝鮮人・韓国人の子供たちを目の前にして、公教育において民族差別と闘おうとする教師をちゅうちょさせる多くの要素がある。それは、一般的な日本人生徒の中にある朝鮮人観は「こわい朝鮮人」であり、大多数の教師は、建前として差別はよくないとしているが、それにふれることを拒否している。そういう状況の中で今、本名で呼んでも、この子の民族的自覚をどこまで（一年、二年の問題でなく、十年、二十年の問題として）保証していけるのかという問題である。

いろんな指摘が討論の中でなされ、それはそれぞれもつともなことだと思う。それと現実とのギャップは大きい。運動のあり方につめる中で、そのギャップをうめる作業に一步一步踏み出していきたい。



入 管

司会者 高浪徹夫(神奈川朝鮮問題研究会)

山田貴夫()

報告者 豊田洋次()

参加者 韓国人7名,日本人31名

入管分科会は、最初に佐藤勝巳氏より問題提起を受け、その後、申君支援闘争、"不法入国"者問題に対する取りくみの実践報告がなされた。報告の全体を通して基調に流れているものは、入管の力の強大さと、我々の力の弱さというものであった。

■入管の動向－佐藤氏発題

入管は、旧内務省的な弾圧政策を基本的に維持しながらも、現実的な在日朝鮮人の定着化傾向のなかで、近代合理主義的な立場から論理的な対応がみられるようになってきた。この様な対応の変化は、今年発表された入管白書にも表われており、前回の白書と比べると、資料も豊富で内容も詳細にわたっている。その意図は何かと言えば、入管当局が独自の在日外国人の現状認識の中で、実態を明らかにすることによって、問題点を国民に知らしめることにある。しかし、そのことは入管行政が現在つきあたっている矛盾を露呈しているともとれる。その矛盾とは、在日朝鮮人の定着化傾向の中で、法的地位の妥当性の問題、例えば4-1-16-2の該当者及びその子供の扱いについてである。

そして"不法入国"者問題があつて、入管当局は、推定10万人の密入国者の扱いについて、ある程度の試みがなされているような状況にある。具体的に言うと、密入国者は現在日本で悪条件の中ではあつても、生活の基盤がすでにできていて、構造的に日本の体制の中に組み込まれているという入管の認識が

基礎になっていて、そのような中で、入管当局の中で、密入国者を人権問題としてとらえようとする向きが一部にある事、10万人という数の全部をとりしめることが困難である事、韓国政府が受け入れを拒否する事例が多くなっている事等があつて、一定の条件とワーク組みで在留を許可するという考え方が一部に出て来ている。これは、今から何年以前に入国したものには特在を与えそれ以後のものは退去させるという形であつて、具体的にこのような方針を韓国政府とも協議している。

以上のような入管の論理的な対応に対して、運動体はそれに対抗しうる論理を構築しなければならない。

■実践の中で見えてきたもの

佐藤氏の発題につづいて、"不法入国"者問題に対する神奈川朝鮮問研の取り組みが報告された。これは、横浜の寿町のケースで、現実的に敗北に終わったものであるが、これを通して、入管の強さ、巨大さが確認された。また、当事者と家族をかかえているという視点を運動していく側が持つ必要があることと、実際に送還されれば、当事者と連絡がうまくとれないという問題の指摘もなされた。

続いて、仙台より申君支援闘争の報告がなされ、申君の協定永住資格を退去強制が出たからといって、特在を取るのではなく、現在の在留権をうしなわれないという意味で新訴訟(認定訴訟)のもつ重要性が強調された。

次に大阪人権センターの設立に関する報告がなされた。これは、韓さんの法的手続のミスをきっかけに入管との法的な対応を補強する意味で、弁護士、学者を中心に運営されているとの報告であつた。

最後に、アジア人権センターの有吉氏より報告がなされ、①運動の側の力量不足②これまでの入管の裁判闘争は、それによって時間がかせぎ、特在を得るという力関係でしかなかった。③裁判闘争をプラスに導く支援運動のあり方が問われなければならない④人権センターの方でも裁判に関わるか否かの判断を入管と同じ基準をもってしなければならない

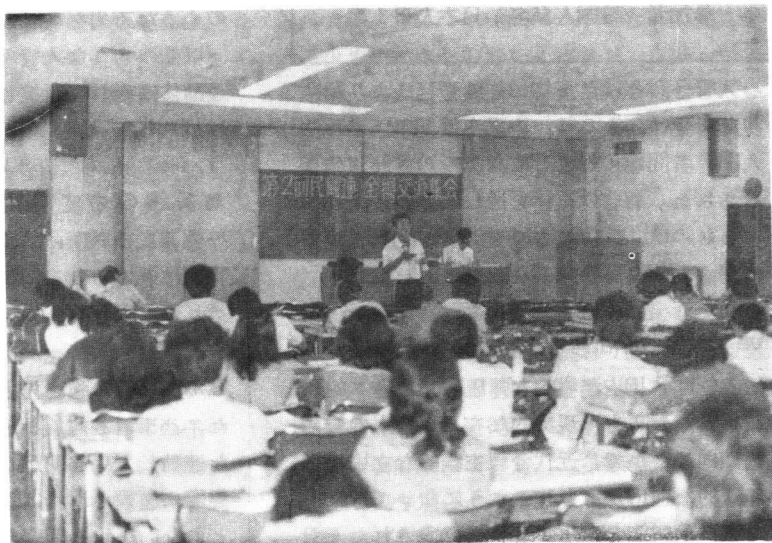
という苦しさがあるという問題提起がなされた。

■さらなる運動のために

上記の問題提起及び報告に基づいて、報告者に対する質問形式で密入国問題を中心に討論がなされた。その中で、①入管との力関係の認識が必要である。②在日朝鮮人の定着化

傾向の中で、入管は常に先導的な政策をうち出している。③金を使って入管に働らきかければ何とかなるというのは間違いではあるが、現実的にはそれがまかり通っている。④現実に密入国の問題に直面した場合、法的な面での対応の仕方をパンフ等でひろめる必要がある等のさらなる運動のための発想の転換の必要性が確認された。

総合討論



入管分科会



総合討論

司 会 高 浪 徹 夫

参加者 日本人 49 名
韓国人 32 名

総合討論は、教育、入管、あるいは日本人韓国人の双方にまたがる討論軸が定まらず、各地より参加したグループの、集会に対する感想と反省、民間連運動に対する問題提起という形ではじめられた。

昨年は、日本人と韓国人との共闘のありようが討論の中心におかれ論議を呼んだが、今集会は、各地のグループの問題提起が、民間連のありようとしての組織化、理論化という点に集中してなされ、民間連の今後の重要な課題として提示された。

各地からの集会に対する感想と意見は、以下の通りである。（発言順）

■ 兵庫（日本人部会）

- ①民間連運動というものを形成していく上で民間連が望む人間像を明確にする必要がある。つまり、民族主体の内実をどうつくりあげることが問われなければならない。
- ②集会の全体像がつかみにくかった。分科会の討論軸を、日本人韓国人の共闘の問題にしぼって話しあわれるべきであった。

■ 仙台

- ①入管当局の政策に対する、こちら側の論理と運動を組むために、より正確な情報の入手と分析をしなければならない。しかし、決定的に情報が不足である。
- ②入管行政に抗するために「入管白書」に対する徹底的な批判をすべきである。
- ③入管の分科会においては、在日韓国、朝鮮人の法的地位をどう確立すべきかが、論議の中心になるべきであった。そのような意味で

申京煥問題の掘り下げが必要である。

④密入国者の状況と実態、背景と原因をにつめる必要がある。

⑤教育問題では、今後増加するであろう混血者の民族主体とは何かが話される必要があるのではないか。

⑥在日韓国人との共闘においては、仙台では具体的に共闘できる段階ではない。しかし、日本人同志の運動に対する基本姿勢の確立が必要である。

⑦民間連の組織化ということでは、具体的な課題の設定と、何を勝ちとろうとするのか、スローガン化されなければならない。また、民族差別と闘う原則の下で共闘するというときの、思想信条が問われなければならない。今後は、民間連全体として踏み出す必要が大である。

■ 東京

①現在、協定永住取得者で強制退去の対象とされている者が80名いる、その内16～7名が大村収容所に収容されており、4名が仮放免されている。申京煥もそのなかの1人である。

協定永住取得者でも民族差別に負けた結果8年以内の刑罰を受ければ、強制退去に処するというのが入管の態度である。そのような意味で申君の裁判の争いは、ひとり申君の問題ではなく、これからもふえるであろう強制退去対象者が、強制送還されるかされないかという広い意味をもった問題である。したがって申君の裁判は負けてはならない闘争である。

②しかし、本当の闘いは強制退去に処せられるような人間をつくってはならない、社会をつくってはならないことである。

つまり、もろもろの民族差別に負けない人間をどうつくり得るのが切実に要求される。そうした意味において、入管、教育の両分科会にベルトがかかったと思う。

■ 川崎

①各地の運動のすすみ具合、状況の相違から個々の問題は出されたが、問題点を整理した

形で共有化するには至らなかった。

②地域活動が民族運動としてどう止揚されていくのかが問われなければならない。

③民闘連の民族運動というものの展望性を全体で話しあい構築していく必要がある。

④現実の問題として在日韓国人の定着化傾向が強まっているなかで、在日韓国人のありようはどうあるべきなのかを常に考え続けていかななくてはならない。

⑤日本人、韓国人の共闘においては、双方がそれぞれの解放にむけて運動とどうかかわるのか、結論を出す時期に来ているのではないのか。

⑥本名問題においては、タテマエが先行すると子供がつぶれてしまうという現実があり、学園の教師、学校の教師、親の意識を同時並行して変えていかなければならない。

■兵庫（韓国人部会）

①兵庫民闘連としては、日本人と韓国人との共闘問題が頭初から話しあわれて来たと言うことがなく、共闘の中味が抜きにされたところでの運動が先行して来た。

②今集会で共闘問題がつつ込んだ形でなされなかったのは残念であるが、来年は是非実現させたい。

③共闘を通しての民闘連運動の形成を考えていかななくてはならない。

④塾活動を通して地域内の実践をすすめるなかで、現実には、韓国人の教師が日本人の子供をみたり、日本人の教師が韓国人の子供をみたりということがある。こうした塾活動、子供会活動のなかでの共闘のありようということも、つつこんだかたちで話しあわれなければならない。

■名古屋

①昨年から行政闘争が日本人の運動として先行し、そのことによって行き詰り混迷している歪みはみえる。しかし、そうした状況が見えながらも動きがとれないでいる。だからといって止めてしまうというわけにはならない。

②川崎、尼崎は地域活動ということで地域内に入っていっているが、名古屋ではそうした土俵づくりがなかなかもてない、もてないという運動はどういうことなのかを再検討しなければならない。

③教育実践の面では、川崎のように地域から包囲していって公教育の問題にも取りくんでいくという状況がない、状況がないというところで孤立してしまい、しんどさが先に立ってしまう。このままではおそらく来年の参加がおぼつかないというところまで追い込まれてしまっている。

■横浜

①私たちの学校現場でいえることは、教育委員がえがく教師像、組合がえがく教師像が、奇妙に一致している。それは、教科のなかでしか、子供たちが何者であるかをつかみ得ず日本人の子供、在日朝鮮人の子供をきりむすぶことが今の学校環境のなかではできない。そうしたきりむすぶことができないズレがないがしろにされて来た。教育の分科会ではそうしたズレを埋めるための、子供の像、教師像が鮮明にされなかった。

②大阪、兵庫の教育実践を聞くと圧倒されてしまうのだが、そうした現実と横浜の現実とのギャップがどこにあるのか、あるいはとっかかりをどこに求めるのかが糾明されなくてはいけない。

③組合の教研の小さな集まりのなかでとりくんでいるが、それすらもうまいかない。まして、個々の学校のなかでは足も手もでなくなってしまう状況をいかにして行くのかが、私たちの課題であるが、そのことへの討論がされなかったのが残念である。

■東京

①教師が、朝鮮あるいは朝鮮人を見ようとしていない現実がある、どうしてそうであるのかということを判明させた上で、それへの働きかけをしていかななくては、ひとつの闘いを積みあげていくことはできない。

基調報告にもあったが、日本人の積罪意識

というもので運動を続けることはできないということであるが、そういうものをどうやって克服するのか、あるいはどう克服していったのかということ、をはっきり問うていかなくてはならない。その場合、日本人の主体の問題をもっと討論すべきであった。

②実践の成果のみでなく、運動と実践を通しての自己変革がどういうものであったのかを出しきってくれたならば、自分の問題としてとらえ切れたのではないか。

③当日に発表するレポートが多すぎる。事前にレポートをつくりあげ読み終えておき、自分たちの実践とかみあわせる、あるいは自分たちの闘いにつなげて、どう闘いを構築できるのかという議論が組めるようにしなければならないのではないか。

④生徒の実態の背後にある入管の問題をとらえきれていない、そして、教師がそうした問題にとりくまなければいけないということの論議がされていない。

⑤集会における論議の軸をもっとしぼるべきである。

⑥東京の教員グループといっても、研究会を持つときなどに10数名が集まるのが現状でなかなか発展しない。しかし、単に組織を拡大するとか、行政闘争という形でやっていくとか、あるいは教研というかたちで組合の権威を利用していくとかという形に弱さを感じるし、考え方に疑問も感じる、それでは今までの教員運動と同じではないか。たとえ1人になっても、自分の責任において判らんことは判らしていくということが大切である。

■八尾

①民闘連の組織原則を互いに考えていく必要があるのではないか。民闘連という組織が全国的に成長したのは去年からではないかと思うが、これまでの闘いのなかで蓄積されてきた基盤のなかで勝ちとられたものから、これは原則であるというものはひとつひとつ確認し、いまだ原則になり得ない、いまだよくわからない、まだみんな認めるわけにはいかないという実践的な課題というものを整理し

て明確にすれば、もっと議論がかみあったのではないかと痛感している。これは、在日韓国人の課題であろうと思う。

②混血の問題が民族教育のなかで触れられたが、現在、在日韓国人の結婚の半数が日本人と結婚している、ということは、今後生まれて来るであろう在日韓国人の血を引く子供たちの約半数が混血として存在して来る、という非常に驚くべき状況が出現して来る。今までの我々の闘い、今までの理論、水準ではなし得ない状況が生まれて来る。これに対し、まず我々が理論的な整理をしておかなくてはならないし、それに対する実践を考えていかないと、我々の主観をのりこえたところで問題が複雑化していく傾向が生まれてという、危惧がある。

③連帯をしなければならないということでは議論の余地はないが、いつ、どこで、どのような形で連帯するのかが問題になっている。連帯というのは一定の実践の段階にすんだときになされるのがいいのではないかと思うが、具体的なところで連帯の接点はどうでくるのか、今ある連帯の質はどういうものなのかを来年の課題としたい。

■大阪

桜本保育園に通園させている韓国人の母親の意識についての報告を受けたが、そこに通園させている日本人の母親が、在日韓国人の本名問題とか民族問題とかについて、どう受けとめているか、桜本保育園の保母さんからの報告を聞きたい。

■川崎

(前記の質問を受けるかたちで)

時間をかけて話しあってきたが、そのなかで数少ない日本人の母親が韓国人の問題をきちんと受けとめてくれている人もいる。また博愛主義的に、韓国人であれ日本人であれ同じ人間であるし、子供は小さいからいっしょでもいいんだという親もいる。さらにまた保育園が韓国人の経営であるところから、父親の方が「お前オレの息子を朝鮮人にするつ

もりか」という言葉がでてきたくらいに、か
たよった見方がまだされているというのも事
実である。そして、地域に韓国人が多いのだ
から韓国人の保育園があって当然だ、つまり
アメリカンスクールのようなものに、自分の
子供を通園させているというふうに思ってい
る母親もいる。

集会に対する感想としては、各地でさまざ
まなとりくみがなされ、いろいろ問題がある
と思うが、子供をどう教育したらよいのかと
いう点での共通したものとあると思う、そう
した点についての話しをもっと深めたかった。

兵庫（日本人部会）

尼崎でぶちあたっている問題として、とり
わけ日本人の側の問題であるが、どのように
して地域の人間を結集できるのかということ
を考えたとき、労働運動の関係と密接不可分
だと思っている。

工場労働者が自分の職場内でいかに民族差
別の問題を、日本人としての主体を持って訴
えていけるかということを来年は是非労働運
動の絡みのなかで話し合いたい。

以上が総合討論の場で各地より発言された
概要である。

昨年は、日本人と韓国人の共闘問題がクロ
ーズアップされ議論を呼んだが、今集会では
各地がかかえる問題点、民闘連がかかえる問
題点、あるいは集会の運営に対する問題点が
提出されたのみで盛りあがり欠けた。しか
し、出された反省と問題点は、民闘連の今後
のあり方にとって非常に重要なものを含ん
でおり、現在の民闘連運動の総括がなされた
といえる。

閉会の挨拶

関東民闘連代表

佐藤 勝巳

三日間、お忙しいところありがとうございました。

今日、これで第二回民闘連全国交流集会を
終ることになるわけですが、私は、第一回の
交流会を仕事の関係で出席することができま
せんので、比較することができないのですが
準備の過程で出席した人達からいろいろ話し
を聞き、感じとしては、不十分ではありますが
まあ成功であったと思います。しかしなが
ら、主催者の不手際から、ジブシー集会のよ
うになってしまい、ご迷惑をかけ申し訳なく
思います。

一年間の各地の誠実な実践を聞かせていた
だきまして、来年は民闘連もかなりよい歩み
をすすめることができるのではないかと、今
回の交流集会をとおして感じるができる
と思います。そのひとつは、この集会に限ぎ
ることではありませんが、運動をやっている
主体の問題として、私たち日本人の場合です
と、何故この問題をやらなければならないの
かということがあります。これは、東京の教
師の方であるとか、仙台、あるいは尼崎の諸
君から指摘されておりますように、非常に重
要なことだと思います。一年とか、二年
とか、あるいは三年とか五年とかと運動を続
ける人はたくさんおります。私と同じように
朝鮮問題をはじめ、今残っているのは、非常
に少数であります。ほとんどが他の分野に移
っている。ないしは完全に社会運動から手を
引いているというような人達が、圧倒的なわ
けであります。持続することのむづかしさ
ということを絶えず私は考えています。とくに
「長き事を持って尊きとせず」ということで、
私は長くやっているから、その事自体が尊い
のか、立派なことをやっているのかというと、

それは全く別なことで、長くやると必ず腐敗というか、しょうもないことになっていく、まあそのひとつが、私どもの研究所の68年の部落差別問題であると思います。この68年の事件と言うのは、私にとっては終生忘れることのできないものです。長くやるのがどんな腐敗を生み出すかと言う警鐘を乱打された忘れることのできないものです。日々、最初の原点に帰ってみるという気持を忘れてはならないだろうと思います。

この民闘連に則していうならば、民闘連運動というものは、全く韓国人の側にしても、われわれ日本人の側にしても、道のないところに新しい道をつくっているということには間違いのないところであります。従来の民族団体、従来の日本のいろんな団体が、歩いて来た道を継承して歩いているのとは違うと、私は思っています。

新しい道を作り出していく、そこには、とうてい困難や混乱が生じることは避け難いと思います。例えば、「地域における民族教育」の分科会報告で指摘していたように、民族教育と言う場合の民族教育とは、具体的になんなのかということです。これは、韓国人側にとっては非常に大きな課題であります。民族の主体という場合の主体とは何なのかということです。これは簡単に、何々を勉強したとか、一年や二年何かをやったから判るというようなものでは多分ないであろうと、私は考えております。それから、私達が一年二年民

闘連の運動をやったから、日本人としてのものが何か簡単につくれるというようなものでもないであろう。道のないところに道をつくっていくことの困難さは、すでに皆さんが経験していることであろうと思います。しかしながら、在日韓国、朝鮮人の戦後の30年、50年という長い射程距離で考えた場合に、この運動というものは非常に貴重なものではなかろうかと思えます。はじめにこのようなことをすると、周囲からいろんな誤解が生れたり、中傷が来たり、とりわけ、朝鮮人問題は本国が分断していることから、激しい世論の対立がある。それは民族団体に当然のこととして反映されて来ています。われわれ日本人の側にしても、韓国というか、朝鮮というか、その呼び方によってその人の思想までが否定をされているというようなきびしい状況に、政治状況に絶えずさらされている。その間で人権の問題であるとか、あるいは主体の問題であるとか、権利の問題であるとかというのを正しく創造してこそ、これは困難なことではありますが、しかし、それは素晴らしい困難ではないかと、自分自身に言い聞かせております。

本当に今回は速いところから多くの人が集まっていただきましたこと、とくに、三日間の集会を準備してくれた地元の青年たちに、感謝したいと思います。(一同拍手)

それでは、来年はより充実した実践を持って再び元気で会いたいと思います。

編 集 後 記

● 思い出多い夏も終り、もの思う秋になった。この夏川崎でもたれた第二回民闘連全国交流集会で話し合われた事（私は、韓国人交流会、地域における民族教育分科会に参加したのであるが）を単なる思い出にはしたくない。

先月号の編集後記に、私は差別の問題を果してどれ程自分の痛みとしているのだろうかという意味の文を書いた。今年の夏、川崎で在日大韓基督教会が主催して行なわれた T E F（実践神学教育）プログラムで川崎の「ロバの会」活動に参加して、具体的に子供たちと接することによって、差別がいかに人間をゆがめているか肌で感じる事が出来たと思う。本名の問題一つにしても、子供に本名を名のる意味を教え、子供が本名を名のるようになって、その後学校や社会でその子がどのような新たな差別に直面するのか、私たちはその子をどう見守るのか・・・差別と闘うということは私の生き方が問われるのだ。

T E Fに参加した人たち、民闘連交流集會に参加した人たち、共に同胞の解放をめざして頑張ろう。
(K・S)

● 全国交流集會が終ってほっとしたせいか、14号を皆さんの手元にお届けするのが遅れて申しわけありません。

交流集會を終えた今、差別を問い続けることの厳しさを身にしみて感じています。それは、自分自身の生きざまが常に問われるからです。もの事を自分の主観や、願望、あるいは予断を介入させた時、正確に見とおすことが出来ないのは自明のことです。しかし、何んともその事を持続させることがむづかしいのです。

李仁夏代表のことば、あるいは佐藤勝巳代表のことばのなかに、民闘連運動のあるべき姿が集約されています。なんとしてもやりおしたい闘いであり、運動です。新たな民族運動の確立、それこそが現在の同胞にとって最も望まれるものであり、最も必要であると思います。素晴らしい困難な道の創造に誇りを持つてはいませんか。
(B・J)

発行日 1976年9月15日

№14号

頒価 300 円

發行人 李 仁 夏

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所（RAIK）内
民族差別と關う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

民關連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268